

(第五部)

第七十七回 參議院大蔵委員會會議錄

昭和五十一年三月三十一日(水曜日)

午後二時四十八分開会

卷之三

委員の異動  
三月三十日

戸田

三月三十日

卷之三

1

出席者は左の  
委員長

理事

委員

戸場	中西	一郎君	進也君
野々山	矢追	秀彦君	
栗林		卓司君	
鳩崎	青木	一男君	
岡田	土屋	義彦君	
河本	鳩山威	一郎君	
嘉久藏君	塙田	徳太郎君	
藤川	大塚	正明君	
宮田	柏谷	輝君	
寺田	福間	照美君	
	知之君	熊雄君	

○ 本日の会議に付した案件

○ 関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○ 租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○ 委員長（岩動道行君）　ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨三十日、戸田菊雄君が委員を辞任され、その補欠として柏谷照美君が選任されました。

また、本日、山崎五郎君が委員を辞任され、その補欠として岡田広君が選任されました。

○ 委員長（岩動道行君）　関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聽取いたします。大

おります。なお、木炭については、関税割り当て制度を廃止することといたしております。

第三に、トウモロコシンについて、国産芋でん粉の需要を確保しつつでん粉の需給の安定を図るため、コーンスターク製造用トウモロコシンの一次税率を無税とするとともに、二次税率を引き上げることといたしております。

第四に、昭和五十一年三月三十一日に適用期限の到来する八百六品目の暫定税率及び関税の減免還付制度について、その適用期限を一年間延長することといたしております。

以上、関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を申し述べました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(岩動道行君) これより質疑に入ります。

す。——別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。——別に御意見もなければ、

改正する法律案を議題といたします。  
まず、政府から趣旨説明を聽取いたします。大  
平大蔵大臣。

○國務大臣(大平正芳君)　ただいま議題となりま  
した租税特別措置法の一部を改正する法律案につ  
きまして、提案の理由及びその内容を御説明申し  
上げます。

政府は、最近における厳しい財政事情等に顧  
み、租税特別措置について、その全面的な見直し  
を行い企業関係税制を中心に大幅な整理合理化を  
推進するとともに、自動車関係諸税の税率を引き  
上げることとするほか、所要の措置を講ずること  
とし、ここにこの法律案を提出した次第であります  
す。

以下、この法律案につきまして、その大要を申  
し上げます。

まず、租税特別措置について整理合理化を行ふ  
ことといたしております。  
その第一は、既存の特別措置の廃止であります。

○國務大臣(大平正芳君) ただいま議題となりました関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申上げます。

この法律案は、最近における内外の経済状況の変化に対応するため、関税率等について所要の改正を行おうとするものであります。

以下、この法律案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、最近における銅市況の著しい低迷、国内産銅業界の深刻な状況等を考慮して、銅の無税点を引き上げることといたしております。

第二に、関税負担の適正化及び通関手続の簡素化を図るため、製本機械、カフェイン等十品目に

直ちに採決に入ります。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩動道行君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(岩動道行君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

七四

す。すなわち、長期外貨建て債権等を有する場合の課税の特例制度、新技術企業化用機械設備等の特別償却制度等十一の制度を廃止することいたしております。

第一は、税額控除制度及び所得控除制度の控除率の引き下げ等であります。

すなわち、増加試験研究費の税額控除制度について、五〇%の割り増し控除率を廃止するとともに、二五%の控除率を二〇%に引き下げ、技術等海外取引に係る所得の特別控除制度について、控除率を工業所有権等に係るものにあっては七〇%から五五%に引き下げる等の縮減合理化を行なうことをいたしております。

第三は、各種の特別償却制度の償却割合の引き下げ等であります。

すなわち、特定設備等の特別償却制度について、償却割合が三分の一のものは四分の一に、四分の一のものは五分の一にそれぞれ引き下げ、特定備蓄施設等の割り増し償却制度について、倉庫等の割り増し率を五割から四割に引き下げる等の縮減合理化を行うことといたしております。

第四は、各種の準備金制度の積立率の引き下げ等であります。

すなわち、価格変動準備金について、積立率を通常のたな卸し資産にあっては三%から一・七%に引き下げ、公害防止準備金について、積立率を〇・三%から〇・一五%に引き下げる等の縮減合理化を行うことといたしております。

第五は、登録免許税の減免措置の縮減合理化であります。

すなわち、電源開発株式会社が受ける登記に対する登録免許税の免税措置を廃止して税率軽減措置とする等その縮減を行うとともに、適用期限のない措置について適用期限を設ける等の措置を講ずることといたしております。

第六は、交際費課税の強化であります。

すなわち、損金算入限度額の計算の基礎となる資本等の金額の一一定割合を千分の一から千分の

〇・五に引き下げるとともに、損金不算入割合を七五%から八〇%に引き上げることといたしてお

ります。なお、企業破産等に係る退職労働者が弁済を受ける未払い賃金に対する課税の特例制度を創設し、特定市街化区域農地等の譲渡所得に係る税率を改め、さらに中小企業の貸倒引当金の特例制度等期限の到来する措置について、実情に応じてその適用期限を延長する等、中小企業関係、農林漁業関係、土地住宅関係等の租税特別措置について、それぞれ所要の改正を行なうことといたしております。

次に、自動車関係諸税について、その税率の引き上げを行うことといたしております。

すなわち、自動車に係る税負担の現状に顧み、資源の節約、環境の保全、道路財源の充実等の観点から、二年間の暫定措置として、揮発油税について、その税率を一キロリットルにつき二万九千二百円を三万六千五百円に、地方道路税について、同じく五千三百円を六千六百円に、それぞれ二五%程度引き上げ、また、自動車重量税について、その税率を営業用自動車は一二・五%程度、自家用自動車は二五%程度、それぞれ引き上げることといたしております。

以上、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し上げました。

○委員長(岩動道行君) この際、一言申し上げます。何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいま

すようお願い申し上げます。

本案につきましては、理事会において質疑につき協議いたしましたところ、民社党からは、これを行なうべきであるという強い意見が述べられました。また、他の会派はこれを省略する旨の強い意見が出されました。したがいまして、委員長といたしましては、質疑はこれを行なわず、直ちに討論に入ることといたします。

それではこれより討論に入ります。御意見のあ

る方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○大塚喬君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となつております租税特別措置法の改正案に対し、反対の討論を行わんとするものであります。

石油ショック以降における政府経済運営の数々の失政により、わが国を、かつてない大型不況と膨大な赤字財政のどろ沼に陥れ、一方で社会的不公平を拡大し、他方で高度成長志向型の経済運営を復活し、福祉後退予算を編成するなど、国民大衆離反の政治をとり続けることはまことに遺憾となります。

今回の税制改正において、国民の強い要請にもかかわらず、増加所得分は貯蓄に回り景気浮揚効果が乏しいとする、まことに根拠のない理由づけで所得税減税の見送りを決定しておりますが、政府は、現在いかに経済的弱者が生活苦にあえいでいるか御承知ないものであります。失業者の著増、生活不安による自殺者の続発などは、生活苦にあぐね国民の実情を示すほんの氷山の一角にすぎないものであります。福田副総理を中心として政府閣僚は、五十年度の物価上昇率が一けた台におさまったと、まるで鬼の首を取つたかのように騒ぎ立ておられます。が、物価は決して下がつたわけではなく、目下のところ、ただ高値安めじロ押しがあり、企業は新價格体系移行をねらっていることは周知のとおりであります。

他方、低所得の労働者は、低成長期のもとで貨上げ率を抑えられ、実質賃金は大幅に低下をしているのが現実であります。したがって、経済的弱者救済を忘却した政府自民党には目を覚ましてもらひ、五一年度において低所得者に対する所得

税減税の実現を強く要請するものであります。今回の租税特別措置法の改正案は、全面的見直しと、企業関係税制を中心とした大幅な縮減合理化を実現したうたつておられます。が、事実は決してそうではありません。その内容を見ると、租税特別措置法改正案についての昨年十一月末の大蔵省原案をほとんど骨抜きにして、価格変動準備金、各種工事償却準備金、株式売買損失準備金等の存続など、依然として大企業優先の諸措置を温存し、他方、主に担税力のある大企業が課税対象となってきた会社臨時特別税、これは廃止されました。今回の改正案による五十一年度企業増税を改め、さらに中小企業の貸倒引当金の特例制度を改め、わざかに百五十億円にすぎません。仮に、この適用期限を延長する等、中小企業関係、農林漁業関係、土地住宅関係等の租税特別措置について、それぞれ所要の改正を行なうことといたしておられます。

また、税源を担税力のあるところから求めるという租税原則を踏みにじり、今回の自動車税の大幅な引き上げなどに見られますように、取りやすいうところから安易に財源調達を図っている政府の姿勢は、強く反省を求めるべきであります。

また、税源を担税力のあるところから求めるところは明瞭であります。

さらに、再び、私どもが強く指摘をしてまいりました配当控除、法人の受取配当益金不算入、配当課などの諸制度の不合理性については、今回全く手つかずのまま放置されておるのであります。このことは、国民が租税政策を通じて期待する公正是正を完全に無視するばかりでなく、結果的には高額所得者、大企業擁護をますます強めることになると断定せざるを得ないのであります。

昨五十年度税調答申に明示されております利子・配当所得の総合課税移行への体制を整えるとともに、また、四月より医療費改定が実施されれるにもかかわらず、社会保険診療報酬課税の是正を見送ることは、常に税負担公正を求める国民の理解をとうてい得ることができないものであります。

最後に、額に汗して得たわざかな労働所得に対する課税は、過酷なまでに厳しく実施をされ、働くとして得る資産性所得については、分離課税制度の存続によりこれを優遇し、あまりさせ、今回如として全国民を震撼させた一大疑惑事件に見られる児玉などの脱税など、税徴収の不公正さに

は、國民は、憤りばかりでなく、著しく勤労意欲を阻害し、政治不信を強めておるところであります。それゆえに、私どもは國民の政治不信を回復するためにも、今後ともこの一大疑惑事件の解明に全力を注ぐとともに、税制の公正を実現するためには、徹底的に闘う決意であることを表明いたし、私の反対の討論を終わるものであります。

○河本嘉久蔵君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、賛成の意を表するものであります。

本法律案は、現行の租税特別措置について、企業関係税制を中心に、大幅な整理合理化を推進するとともに、自動車関係諸税について、その税率の引き上げを行うことを主な内容とするものであります。

租税特別措置は、一定の政策目的の実現に資するためには設けられているものでありますから、その役割に着目した場合、すべてが一概に不公正として非難されるべきものでないことは言うまでもありませんが、同時に、税負担の公平を犠牲にして設けられているものでありますから、その役割に着目した場合、すべてが一概に不公正として非難されるべきものでないことは、いざれも当を得た措置です。

今回の本法律案による特別措置の整理合理化は広範にわたりており、廃止項目十一、縮減項目五十八、しかも、そのうち企業関係については、現在ある九十八項目のうち六割に相当する五十九項目を整理合理化の対象としたのであります。政府がこの問題に積極的に取り組んだ態度に深い敬意を表するものであります。

ところで、昭和五十一年度の財政は、国、地方を通じ、昭和五十年度に引き続き非常な財源難があり、多額の公債発行を余儀なくされるという敵

しい状況下にあります。これに対処するには、当面の経済状況に配慮しつつ、できる限り租税収入の確保を図つてまいる努力が必要であります。本法律案においては、自動車関係諸税の税率の引き上げが講ぜられているのであります。こうした財政事情を考慮した場合、また、わが国の道路整備の現状や、自動車関係諸税の負担水準などをあわせ考えた場合、この程度の引き上げはやむを得ないところであると考えます。

なお、この引き上げに当たつて、揮発油税、地方道税の税率改正は、実施を七月からとするなど、この措置が講ぜられておりますが、これらはきわめてきめ細かい配慮と言えるものであります。

そのほか、中小企業関係、農林漁業関係、土地住宅関係等につきまして軽減措置の適用を延長するなど、実情に応じた所要の改正が行われることとなつておりますことは、いざれも当を得た措置と思われます。

○矢追秀彦君 私は、公明党を代表して、租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

以上、申し上げました理由により、本法律案に賛成する態度を表明して、私の討論を終わります。

公平の要請との調和を図るという見地に立って、隨時見直しを行い、その既得権化や慢性化の排除に努める必要があることは、当委員会においても從来からしばしば指摘されてきたところであります。

今回の本法律案による特別措置の整理合理化は、この意味におきまして、租税特別措置につきましては、個々の政策目的の緊要性と、税負担の公平の要請との調和を図るという見地に立って、その役割に着目した場合、すべてが一概に不公正として非難されるべきものでないことは、いざれも当を得た措置です。

この意味におきまして、租税特別措置につきましては、個々の政策目的の緊要性と、税負担の公平の要請との調和を図るという見地に立って、その役割に着目した場合、すべてが一概に不公正として非難されるべきものでないことは、いざれも当を得た措置です。

この意味におきまして、租税特別措置につきましては、個々の政策目的の緊要性と、税負担の公平の要請との調和を図るという見地に立って、その役割に着目した場合、すべてが一概に不公正として非難されるべきものでないことは、いざれも当を得た措置です。

政府は、口を開けば、その失政をたたな上げにして、財政危機を理由に高福祉、高負担を言いますが、國民に負担を強いる前に不公平税制の代表的なものである租税特別措置法を徹底的に洗い直し、もはや過去の遺物となつた大企業優遇措置を改廃すべきであります。

本法案の改正に際し、政府は鳴り物入りで大幅な整理合理化を推進すると言つておりますが、実態は御多分に漏れず大企業寄りの改廃であり、國民の期待に全く反するものであります。

たとえば、現行で減収効果を持つ特別措置は百

九十六項目ですが、本改正案で廃止されるのはわずか十一項目であります。しかも、その中身は沖縄海洋博の出展準備金など全く必要のなくなつたものや、大企業優遇措置として効果の薄いものに限られており、縮減されたもの五十九項目についても、見せかけだけの単なる手直しにすぎないものばかりであります。これは特別措置による減収額五千六百余億円のうち、本改正での增收は初年度でわずか百五十億円ということからも明らかであります。

このようにかけ声だけで実体のない内容で国民の批判をこまかそうとする本改正案には反対であります。本年の税制改正では所得税の物価調整減税を含めた一切の減税を見送り、実質的に国民へ増税を強いることとしております。本来、個人に対する負担増を求める際には、利子・配当所得者等の資産所得者、高額所得者こそ真っ先に求めらるべきであることは当然であります。しかし、本改正案においては、全くこのことに触れておらず、政府の負担の公平化が口先だけのものであり、相変わらず高額所得者を優遇していることは明白であります。

たとえば、新財源構想研究会の試算によりますと、年収五百萬円で給与所得のみの場合は、所得税、住民税の合計負担率は二〇・七%、ところが給与所得四百万円で利子所得百万円の場合は、負担率が一七・三%と不公平になつておらず、この傾向は所得が増すほど顕著になるのであります。

政府は、不公平税制にメスを入れると國民の約束をしながら、このような不公平税制には全く手をつけない。これは國民の税に対する不満、不信をますます増大するばかりであります。政府の責任は重大であります。

反対理由の第三は、法人税法適用の各種引当金など実質的に特別措置と同様な制度に対して全く改正がなされていないことであります。

法人税法に基づく軽減措置として受取配当の実態」でも全法人の〇・〇一%しか占めていない百億円以上の大法人だけでこれら各項目の軽減措置総額の五〇%以上を占めており、いかに大企業優遇税制となつているかを示しております。利益隠しに悪用されている各種引当金制度などを抜きにして、特別措置法だけを改正するのは全くの片手落ちであります。ここにも国民生活を無視した大企業優遇の政府の姿勢があらわれております。また、会社臨時特別税を廃止することにしておられます。このように減税の本改正案は全く納得できません。

政府は、本改正案によつて、いかにも大企業に對し増税になるよう言つておりますが、それは全くのまやかしであり、実は臨時特別税の廃止により大企業は逆に税負担が軽減されるのであります。このように國民には増税を強い、大企業、高額所得者には減税の本改正案は全く納得できません。

政府は、本改正案によつて、いかにも大企業に對し増税になるよう言つておりますが、それは全くのまやかしであり、実は臨時特別税の廃止により大企業は逆に税負担が軽減されるのであります。このように國民には増税を強い、大企業、高額所得者には減税の本改正案は全く納得できません。

反対理由の第四は、自動車関係諸税の引き上げについてであります。

自動車についての課税は、自動車の持つ特質から根本的な見直しが必要であります。今回の改正は、税収不足を安易な増税で埋めようとするものであります。資源、環境、道路財源問題のあるのであります。資源、環境、道路財源問題あるのは不公平税制にメスを入れると國民の約束をしながら、このような不公平税制には全く手をつけない。これは國民の税に対する不満、不信をますます増大するばかりであります。政府の責任は重大であります。

○渡辺武君 私は、日本共産党を代表して租税特別措置法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

以上、四点より反対の理由を述べましたが、いずれにしろ公平の原則を忘れた税制度は國民の不信をつのらせるばかりであるということを強く主張するとともに、政府の反省を強く要求して、私の反対討論を終わります。

第五部 大蔵委員会会議録第五号 昭和五十一年三月三十一日【參議院】

反対する第一の理由は、政府が今回の改正を  
税の不公平のは是正、租税特別措置の全面見直しな  
どと宣伝しているにもかかわらず、今回の措置が  
きわめて欺瞞的なものであるからであります。こ  
のことは、租税特別措置の減収額が政府資料に  
よつても、たとえば、昭和五十年度では五千六百  
十億円であったのに比べ、今回の全面見直しな  
るものによる增收額が、初年度わずか百五十億円、  
平年度一千百五十億円にすぎないことを見ても明  
らかであります。

法人税関係特別措置九十八項目のうち、わずか十  
一項目にすぎず、しかも、廃止するものは、通常  
調整前に取得した長期外貨建債権債務に係る為替  
差損の損金算入措置や沖縄海洋博覧会出展準備金  
など、すでに期限が到来して、大企業にとつても  
役に立たなくなつたものばかりであります。大蔵  
省が昨年十一月末自民党税制調査会に示した改訂  
案では、価格変動準備金、公害防止準備金、渴水  
準備金など、大企業に有利なものを含む準備金  
八、特別償却三を廃止することとなつていてにも  
かかわらず、大企業と自民党の反対でこれらすべ  
てを取りやめて、同じ十一項目の廃止でも、その  
中身が今回のようなものに変えられたことを見  
ても、今回の措置の欺瞞性は明らかであります。

その他の若干の改正措置も、国民の要求とはほど遠く、申しわけ程度のものにすぎません。反対する第二の理由は、政府が今回の改正の対象を、租税特別措置法に規定する措置に限定し、不公正税率の一一番大きな要因である各種引当金、受取配当益金不算入、配当控除など法人税、所得税本法に規定する措置には全く手をつけず、不公平の最大の要因を残しております。この意味でも政府の全面見直しならのがきわめて不徹底であり、課税の公平を要求する国民の要求を踏みにじるものであるからであります。

反対する第三の理由は、今回の改正案の中に、航空運送業の経営合理化のためと称し、初年度四分の一償却の対象に新しく高精度工作機械を加え、

また、海外投資拠点準備金に新しく海外工事契約による大規模プロジェクトを加えるなど、大企業しかできない機械や工事には、かえって特権的減税を追加しているからであります。これこそ今回の会社臨時特別税の廃止に伴う大企業への大幅減税とあわせて、政府が大企業の利益に一層奉仕し、税の不公平をさらに拡大しようとしていることを浮き彫りにするものであります。

反対する第四の理由は、以上のようない回の欺瞞的改正が、現在及び将来の増税の布石となつてゐるからであります。今年度でも、所得税減税ゼロと自動車関係諸税の増税で一兆数千億円の実質増税となり、年収二百万円の四人家族の給与所得者が一〇%収入増加の場合、所得税と住民税の合計で現在の二万一千四百七十円から、三万八千八百円へとふえるのであります。さらに、大蔵省が発表した財政収支試算では、今後五年間税収を年平均二〇・九%という高率で増加させ、昭和五十年度の十三兆八千億円から五十五年度三十五兆五千八百億円に、実に二・六倍にしようとしており、付加価値税の導入を意図していることは明らかであります。このように国民に対する大増税のための布石としての欺瞞的な特別措置の改正こそ、今日の三木内閣の欺瞞的、反動的な姿を浮き彫りにするものであります。

わが党は、今回のような措置ではなく、法人税法、所得税法本法に含まれたものも含め、大企業、大資産家に対する特権的な減免税制度を全面的に改め、税の不公平を徹底的になくすことこそ、今日の財政危機を克服する最良の道であることを強調して、私の討論を終わります。

○栗林卓司君 私は、ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案について、また、本件に対し委員会が一切質疑を行つていません。もちろん附帯決議もありません。したがつて、本件は、衆議院より参考人の意見聴取を含むすべての質疑を省略して送付されたものであります。もちろん附帯決議もありません。したがつて、本件は、衆議院より参考人の意見聴取を含むすべての質疑を省略して送付されたものであります。

審議を補正し、補完する任務を参議院がみずから放棄するなら、国費を投じて参議院を維持する理由がどこにありますか。今日の不当かつ不正確な事態は単に議会制民主主義の危機であるにとどまらず、参議院の存在理由そのものが問われていると言わざるを得ません。民社党を代表し強く遺憾の意を表明しておきたいと思います。

第一の反対の理由は、今次税制改正の不徹底であります。現在、所得税の減税が多くの国民の一一致した要求となつていることは言うまでもありません。二年続きの深刻な不況の結果、民間企業の収益力は著しく低下し、今次賃金交渉は、賃金か雇用かの厳しい選択に迫られようとしております。一方、多数の労働者の生活は、引き続く物価高とローンの返済に追われ、実質生活水準をいかに維持するかが重大な課題となつてきておりました。

このときに当たり、政府は所得税の減税を行はずべきであります。単に景気対策の観点からのみ減税を理解すべきではありません。そして、その減税を可能にするためにも、政府は行財政の改革に取り組まなければなりません。租税特別措置の整理合理化を徹底しなければなりません。現状では不十分であります。また社会的の不公正感を高める大きな原因である交際費課税についても強化すべきであります。そこで問題とすべきものは、個人の支出行為の妥当性であって、梓の問題ではありません。ゴルフや飲み食いの接待が果たして損金性を持ち得るか否かを厳格に検討すべきであります。寄付金についても同様のことが言えるであります。これに対し、今回の提案は、依然とりましよう。これに対し、今回の提案は、依然としてある梓までは何に使つても非課税という発想であり、税収面から見た強化の内容は、わずかに百五十億であります。羊頭狗肉の改正案と言わざるを得ません。

他方政府は、今日大衆課税の性格を持つに至つた自動車関係諸税をさらに増徴しようとしております。該当する納税者は三千万人に近いであります。該当する納税者は三千万人に近いであります。該当する納税者は三千万人に近いであります。

しょう。これは所得税の納入員にも匹敵する数の増税案の検討に当たって、問題点の筆頭に担税力の有無を指摘しております。しかるに答申では、問題を指摘するだけで、その実態の解説も、見解の表明も回避しております。怠慢至極と言わざるを得ません。

今回の増税は、従来からもそうであったように、一台一三十万円で買うことのできる中古車にも同様に適用されるのであります。その中古車の七四%が労働者世帯であり、五五%が年収二百万円未満の所得層であります。ある人は、定年後再就職した仕事が夜勤であるために中古車を買いました。またある人は、朝早い出勤のために車を買いました。またある人は、通勤時間が一日で一時間四十分も短縮されるので車を買いました。そのいざれも必要とする時間にバスが動いていないからであります。また地方では自家用車を抜きにして地域の交通は存在しません。また過疎地では自家用車の相乗りが一般化するなど、自家用車の公共的利用が広がりつあります。しかも楽な家

実を訴えることは容易であります。公共交通機関の整備、職住接近、医療機関の拡充を公約するのも簡単であります。しかし、幾ら待つても政策が実現しないから、仕方なしに自動車を買って自活しているのが実態ではありませんか。それなのに、どこを押せば不況期でも増税してよいという理屈が生まれてくるのであります。そのため、また自動車ほど、使用過程に至るまで厳格に管理されている物品はありません。言いかえれば、至つて税金がかけやすい品物であります。その結果生まれた税金の種類は、物品税、自動車取得税、自動車重量税、自動車税、軽自動車税、石油ガス税、軽油引取税、地方道路税、そして揮発油税と、並べ立てるのも苦痛なほどの税目であります。

す。その整理の必要性を政府が認めてからすでに数年が経過しておりますが、一体いつまでに整理する予定でありますか。

以上を通じての最大の問題は、自動車の使用実態、利用者の実情、担税力の有無などについて政

府が從来から関心が薄く、検討し得る資料を何ら用意していないことがあります。またこの点につ

いて政府にも、税制調査会にも怠慢の自覚がほとんどないことがあります。

税は国民が負担するものであります。公共料金もまた国民が負担するものであります。そしてそ

の負担に耐え得るか否かを総合的に、かつ個々具

体的に検討するのが、民主国家における政府の当然の義務なのではありませんか。しかし今回の改

正案は、その努力を十分にしたものとは決して考

えられません。

質疑抜きの委員会審議とあわせて、日本の民主

主義はいまや重大な局面を迎えていると言わざるを得ません。

以上をもつて、反対の討論を終わります。

○委員長(岩動道行君) ほかに御意見もなければ

ば、討論は終局いたしました。

租税特別措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。  
本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(岩動道行君) 可否同数と認めます。

よって、国会法第五十条後段の規定に基づき、委員長において本案に対する可否を決します。

本案については、委員長はこれを可決すべきものと決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ

を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

本日はこれにて散会いたします。

### 午後三時二十八分散会

三月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、税制改正に関する請願(第三五二号)(第三七三号)(第三七六号)(第三七八号)(第三九五号)(第四二一号)(第四二六号)(第四六一号)

(第五一一号)(第五一二号)(第五一五号)(第五六号)(第五二二号)(第五五〇号)(第五六五号)

(第五九二号)(第五四一号)(第五五〇号)(第五六五号)

(第三八六号)(第三九三号)(第三九四号)(第三九五号)(第三八九号)(第三九〇号)(第三九一号)

(第三九二号)(第三九三号)(第三九四号)(第三九五号)(第三八六号)(第三九〇号)(第三九一号)

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第三七三号 昭和五十一年一月二十日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 岩手県盛岡市本町通二ノ九ノ六日  
ソ協会岩手県連合会内 小泉日出  
紹介議員 鈴木 力君  
雄外三十名

第三七六号 昭和五十一年一月二十日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 東京都千代田区大手町一ノ三ノ四  
気象庁内全氣象労働組合内 寺田  
正雄外四百一名

第三七八号 昭和五十一年二月二十一日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北新町一九〇 松本幸一外  
二百九十九名

紹介議員 神沢 清君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十二日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市三碓町一七四ノ二 中辻清  
外二百四十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十二日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 奈良市北向町六 丸谷勇外二百四  
十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九五号 昭和五十一年

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第四二六号 昭和五十一年一月二十四日受理

税制改正に関する請願

請願者 埼玉県戸田市川岸一ノ二ノ一四全  
自運東京牛乳運輸支部内 小島茂  
外九百五十三名

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第四六一号 昭和五十一年一月二十五日受理

税制改正に関する請願

請願者 奈良県北葛城郡広陵町三吉四〇四  
乾正男外三百四名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第四六一号 昭和五十一年一月二十五日受理

税制改正に関する請願

請願者 愛知県中島郡祖文江町南川原九四  
祖文江センター商業協同組合内  
水谷俊夫外二十四名

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第五四〇号 昭和五十一年二月二十六日受理

税制改正に関する請願

請願者 名古屋市中村区森末町三ノ二〇愛  
知県クリーニング環境衛生同業組  
合中村支部内 杉山道男外七十名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第五五〇号 昭和五十一年二月二十六日受理

税制改正に関する請願

請願者 埼玉県戸田市中町二ノ一八ノ一九  
福井文雄外十五名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第五一一号 昭和五十一年一月二十六日受理

税制改正に関する請願

請願者 東京都立野市東豊田四ノ三ノ七日  
野民主商工会内 山下博久外四百五十名

紹介議員 塚田 大顧君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第五一二号 昭和五十一年一月二十六日受理

税制改正に関する請願

請願者 大阪府藤井寺市春日丘一ノ二ノ三  
橋本元明外二百九十五名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第五六五号 昭和五十一年一月二十六日受理

税制改正に関する請願

請願者 名古屋市中村区沖田町三一二名古  
屋中村民主商工会内 太田義郎外十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第五八五号 昭和五十一年一月二十一日受理

税制改正に関する請願

請願者 島根県出雲市大津町四五二ノ一四  
村瀬明外三十九名

紹介議員 阿木根 登君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第五八九号 昭和五十一年一月二十一日受理

付加価値税創設反対に関する請願

請願者 島根県浜田市相生町一町内 田儀  
登外三十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第五九〇号 昭和五十一年一月二十一日受理

付加価値税創設反対に関する請願

請願者 島根県浜田市相生町一町内 佐々  
木豊外三十九名

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第五六六号 昭和五十一年二月二十六日受理

税制改正に関する請願

請願者 愛知県中島郡祖文江町南川原九四  
祖文江センター商業協同組合内  
水谷俊夫外二十四名

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第五八七号 昭和五十一年二月二十一日受理

付加価値税創設反対に関する請願

請願者 島根県浜田市黒川町四ノ二町内  
中村泰治外三十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第五八八号 昭和五十一年二月二十一日受理

付加価値税創設反対に関する請願

請願者 島根県簸川郡多伎町久村一、四八  
〇ノ三 立脇昭友外三十九名

紹介議員 茜ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第五八九号 昭和五十一年二月二十一日受理

付加価値税創設反対に関する請願

請願者 島根県浜田市相生町一町内 田儀  
登外三十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

政府並びに税制調査会は、國民に新たな負担を強いる付加価値税(売上税)に関し、次のとおり措置するよう要望する。

一、物価をつりあげ、重税を押しつけ、國民生活を圧迫し、中小企業者の経営を困難に陥れる付加価値税(売上税)の新設をやめること。

二、真に公平な税制を確立するために、大企業・大金持ちに対する特權的な減免税を廃止すること。

付加価値税創設反対に関する請願

理由

付加価値税(売上税)は、商品やサービスなど、およそ生活に必要なすべてのものにかけられる間接税であるから、國民はこの新設により、いま以上の重税と物価高に苦しむことは明らかであり、これまでの物品税などと比べても、まったく選択性もない、最悪の間接税と言われており、更に、中小企業者にとつては記帳の強制、税務実務の増大、強権的な税務調査や、売掛代金分の税金の立替納付、更に物価騰貴による消費者の購買力の低下などにより、経営難を一層増大させることは明らかである。財源難は、国税・地方税あわせて五兆一千億円(昭和四十八年度推定)にも及ぶ大企業・大金持ちへの特権的な減免税をやめるだけでも、十分に補えると考えられる。

繰りの悪化が起つてくることは明らかであり、そしてなによりも「付加価値税」が間接税であることから低所得者層ほど税負担率は増大し、大資本優遇を招く結果、社会的不公正を更に増大させる。

紹介議員 案納 勝君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第三九一号 昭和五十一年二月二十一日受理

付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県浜田市国分町 大平秀行外  
三十九名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第三九二号 昭和五十一年二月二十一日受理

付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県浜田市国分町七六六 竹田  
正雄外三十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第三九三号 昭和五十一年二月二十一日受理

付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県浜田市国分町二八八ノ一〇  
中川健夫外三十九名

紹介議員 大塚 番君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第三九四号 昭和五十一年二月二十一日受理

付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県浜田市港町二八八ノ一〇  
十九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四〇一号 昭和五十一年二月二十三日受理

付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県浜田市熱田町 岩崎巖外三  
十六名

紹介議員 純谷 照美君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四〇二号 昭和五十一年二月二十三日受理

付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県浜田市朝日町二二町内 後山  
信明外三十六名

第四〇三号 昭和五十一年二月二十三日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県平田市富町一、一六九ノ  
三水勝義外三十二名

紹介議員 片岡 勝治君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四〇四号 昭和五十一年二月二十三日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県浜田市長浜町一、一三一  
西村文雄外二十七名

紹介議員 片山 基市君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四〇五号 昭和五十一年二月二十三日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県浜田市朝日町一〇七ノ一  
後山信雄外二十八名

紹介議員 川村 清一君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四〇六号 昭和五十一年二月二十三日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県平田市西代町二八五ノ一  
高橋一男外三十九名

紹介議員 神沢 清君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四〇七号 昭和五十一年二月二十三日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県出雲市塩冶町五四九 横木  
繁造外三十九名

紹介議員 久保 直君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四〇八号 昭和五十一年二月二十三日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県平田市島村町四六 角春義  
三十六名

紹介議員 純谷 照美君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四一〇号 昭和五十一年二月二十三日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県出雲市塩冶町五四九 横木  
三十九名

紹介議員 小山 一平君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四一二号 昭和五十一年二月二十三日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県出雲市塩冶町 石川仁吉外  
三十九名

紹介議員 小山 一平君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四一三号 昭和五十一年二月二十三日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県出雲市船津町一、三三五  
楳原幹夫外三十九名

紹介議員 鈴木 静子君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四一四号 昭和五十一年二月二十三日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県那賀郡三隅町大字岡見一  
七三八 斎藤貞人外三十九名

紹介議員 鈴木 力君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四一五号 昭和五十一年二月二十三日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県出雲市東園町四九〇 大国  
雄外三十九名

紹介議員 工藤 良平君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四一六号 昭和五十一年二月二十三日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県出雲市外園町三九八 藤江  
和雄外三十九名

紹介議員 志苦 裕君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四一七号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県出雲市久手町仕明区 荒木  
覚外三十九名

紹介議員 小柳 勇君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四一八号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県大田市久手町仕明区 荒木  
志苦 裕君

紹介議員 杉山善太郎君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四一九号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県八束郡東出雲町大字須田九  
一ノ四 石倉照穂外五十九名

紹介議員 鈴木美枝子君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四二〇号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県那賀郡三隅町大字岡見一  
七三八 斎藤貞人外三十九名

紹介議員 鈴木 力君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四二一号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県出雲市塩冶町五四九 横木  
三十九名

紹介議員 小山 一平君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四二二号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県出雲市塩冶町 石川仁吉外  
三十九名

紹介議員 小山 一平君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四二三号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県出雲市塩冶町 石川仁吉外  
三十九名

紹介議員 小山 一平君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四二四号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県那賀郡三隅町大字岡見一  
七三八 斎藤貞人外三十九名

紹介議員 鈴木 力君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四二五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県那賀郡三隅町大字岡見一  
七三八 斎藤貞人外三十九名

紹介議員 工藤 良平君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四二六号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県出雲市下古志町四〇一 園  
山泰蔵外三十九名

紹介議員 沢田 政治君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四二七号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県出雲市塩冶町高西 佐藤敏  
雄外三十九名

紹介議員 志苦 裕君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四二八号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県出雲市外園町三九八 藤江  
裕君

紹介議員 杉山善太郎君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四二九号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県出雲市塩冶町 石川仁吉外  
三十九名

紹介議員 鈴木美枝子君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四三〇号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県八束郡東出雲町大字須田九  
一ノ四 石倉照穂外五十九名

紹介議員 鈴木美枝子君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四三一号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県那賀郡三隅町大字岡見一  
七三八 斎藤貞人外三十九名

紹介議員 鈴木 力君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四三二号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県那賀郡三隅町大字岡見一  
七三八 斎藤貞人外三十九名

紹介議員 鈴木 力君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四三三号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県那賀郡三隅町大字岡見一  
七三八 斎藤貞人外三十九名

紹介議員 鈴木 力君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四三四号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県那賀郡三隅町大字岡見一  
七三八 斎藤貞人外三十九名

紹介議員 鈴木 力君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四三五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県那賀郡三隅町大字岡見一  
七三八 斎藤貞人外三十九名

紹介議員 鈴木 力君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四三六号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県那賀郡三隅町大字岡見一  
七三八 斎藤貞人外三十九名

紹介議員 鈴木 力君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県八束郡東出雲町大字揖屋  
浅野満郎外三十九名

紹介議員 濱谷 英行君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四四二号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県江津市都野津町九一ノ三  
南面良教男外四十名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四四三号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県出雲市東園町一八五ノ一  
梶谷幸一外三十九名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四四四号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県江津市都野津町一一二三九  
中村好明外三十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四四五号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県出雲市松寄下町四二〇ノ二  
古屋宣夫外三十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四四六号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県出雲市平野町一、三七一  
園山利明外三十九名

紹介議員 浅野満郎外三十九名

紹介議員 辻 一彦君  
この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四四七号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県出雲市神西沖町一、八〇〇

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四四八号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県出雲市古志町一、二五〇  
太田幸子外三十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四四九号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県出雲市市町二八八 今岡  
昭邦外三十九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四五〇号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県出雲市小山町 木村正夫外  
三十九名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四五一号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県出雲市染羽町五ノ六六 李  
藤武男外三十五名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四五二号 昭和五十一年二月二十四日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県出雲市市町三ノ二 原田  
頼之助外三十九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四五三号 昭和五十一年二月二十五日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県益田市鹿足郡津和野町大字中山  
内修次外三十九名

紹介議員 野々山 一三君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四五七号 昭和五十一年二月二十五日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県益田市大字多田町四二〇  
一本内カツ外三十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四九二号 昭和五十一年二月二十五日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県美濃郡四見町大字匹見 斎

紹介議員 福間 知之君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四九三号 昭和五十一年二月二十五日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県鹿足郡津和野町大字中山  
一、二七一 福満昭外三十九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四九八号 昭和五十一年二月二十五日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県鹿足郡津和野町大字中山  
一、二七一 福満昭外三十九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四九九号 昭和五十一年二月二十五日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県益田市土田町四一八ノ三  
佐々木正寿外三十九名

紹介議員 前川 旦君

紹介議員 佐々木誠外三十九名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四九五号 昭和五十一年二月二十五日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県益田市西平原町六七〇二一  
一ノ谷良太郎外三十七名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四九六号 昭和五十一年二月二十五日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県益田市大津町四七九 久谷  
良一外三十九名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四九七号 昭和五十一年二月二十五日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県鹿足郡津和野町大字田一穂  
二一二 谷口俊雄外三十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四九八号 昭和五十一年二月二十五日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県鹿足郡津和野町大字中山  
一、二七一 福満昭外三十九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四九九号 昭和五十一年二月二十五日受理  
付加価値税創設反対に関する請願  
請願者 島根県益田市土田町四一八ノ三  
佐々木正寿外三十九名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。



第六〇九号 昭和五十一年二月二十七日受理  
税制改正に関する請願

請願者 愛知県日井市六軒屋町六ノ一二  
八マルヨシン・ヨップ内 神谷美好

紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第六一九号 昭和五十一年二月二十八日受理  
税制改正に関する請願

請願者 大阪府豊中市大黒町三ノ一三ノ九

紹介議員 向井 長年君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第六五九号 昭和五十一年三月一日受理  
税制改正に関する請願

請願者 大阪府豊中市大黒町二ノ二〇ノ一  
三 村田英雄外三百五十四名

紹介議員 向井 長年君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第六九〇号 昭和五十一年三月一日受理  
税制改正に関する請願

請願者 名古屋市南区西又兵三町四ノ四二  
桜井静馬外六百五十二名

紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第六九二号 昭和五十一年三月一日受理  
税制改正に関する請願

請願者 名古屋市南区西又兵三町四ノ四二  
桜井静馬外六百五十二名

紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第六九三号 昭和五十一年三月一日受理  
税制改正に関する請願

請願者 大阪府南河内郡河南町神山二九二  
ノ四 和田岩雄外三百五十一名

紹介議員 向井 長年君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第六九四号 昭和五十一年三月二日受理  
税制改正に関する請願

請願者 大阪府南河内郡河南町神山二九二  
ノ四 和田岩雄外三百五十一名

紹介議員 向井 長年君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第六九五号 昭和五十一年三月二日受理  
税制改正に関する請願

請願者 大阪府南河内郡河南町神山二九二  
ノ四 和田岩雄外三百五十一名

紹介議員 向井 長年君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第六九六号 昭和五十一年三月二日受理  
税制改正に関する請願

請願者 奥村勝義外四十九名

紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

請願者 名古屋市熱田区羽越町一五 山崎  
裕子外九十九名

紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第七七三号 昭和五十一年三月三日受理  
税制改正に関する請願

請願者 奈良県生駒郡平群町大字椿井一九  
吉川満彦外三百二十九名

紹介議員 向井 長年君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第七七四号 昭和五十一年三月三日受理  
税制改正に関する請願

請願者 東京都江戸川区松江三ノ五ノ三  
林ミキ外五百十一名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第七九二号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 名古屋市昭和区川名町四ノ四六  
小鶴芳郎外四十九名

紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第七九三号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 小鶴芳郎外四十九名

紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第七九四号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 宮津一外百四名

紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第七九五号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 名古屋市昭和区安田通四ノ九 服  
部二郎外四十九名

紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第七九六号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 大崎利三外四十九名

紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第七九七号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 上杉幹夫外四十九名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第九二三号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 宮津一外百四名

紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第九二四号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 小鶴芳郎外四十九名

紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第九二五号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 小鶴芳郎外四十九名

紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第九二六号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 大崎利三外四十九名

紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第九二七号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第九二八号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第九二九号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第九三〇号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 宮津一外百四名

紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第九二九号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 ○ 梅村義明外四十九名  
紹介議員 小巻 敏雄君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第九三一号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 ○ 梅村義明外四十九名  
紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第九三二号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 ○ 梅村義明外四十九名  
紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第九三三号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 ○ 梅村義明外四十九名  
紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第九三四号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 ○ 梅村義明外四十九名  
紹介議員 牧敏夫外四十九名  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第九三五号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 ○ 梅村義明外四十九名  
紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第九三六号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 ○ 梅村義明外四十九名  
紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第九三七号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 ○ 梅村義明外四十九名  
紹介議員 塚田 大頼君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第九三八号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 ○ 梅村義明外四十九名  
紹介議員 塚田 大頼君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第九三九号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 ○ 梅村義明外四十九名  
紹介議員 塚田 大頼君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第九四〇号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 ○ 梅村義明外四十九名  
紹介議員 塚田 大頼君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第九四一号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 ○ 梅村義明外四十九名  
紹介議員 塚田 大頼君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第九四二号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 ○ 梅村義明外四十九名  
紹介議員 塚田 大頼君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第九四三号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 ○ 梅村義明外四十九名  
紹介議員 塚田 大頼君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第九四四号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 ○ 梅村義明外四十九名  
紹介議員 塚田 大頼君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第九四五号 昭和五十一年三月四日受理  
税制改正に関する請願

請願者 ○ 梅村義明外四十九名  
紹介議員 塚田 大頼君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

紹介議員 内藤 功君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第九三四号 昭和五十一年三月四日受理

税制改正に関する請願  
請願者 名古屋市千種区東山通二ノ一五  
森川昭子外百五名

紹介議員 野坂 参三君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第九三五号 昭和五十一年三月四日受理

税制改正に関する請願  
請願者 岐阜県安八郡神戸町宝町 高橋静  
子外四十九名

紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第九三六号 昭和五十一年三月四日受理

税制改正に関する請願  
請願者 名古屋市昭和区隼人町三ノ二 岩瀬昭子外百四名

紹介議員 星野 力君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第九三七号 昭和五十一年三月四日受理

税制改正に関する請願  
請願者 愛知県小牧市大字小木三、九四九  
ノ六 丹羽幹彦外四十九名

紹介議員 安武 洋子君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第九三八号 昭和五十一年三月四日受理

税制改正に関する請願  
請願者 名古屋市昭和区広路通五ノ一〇  
水野真五外百四名

紹介議員 山中 郁子君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第九三九号 昭和五十一年三月四日受理

税制改正に関する請願  
請願者 内英治外五十四名  
紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第三七七号と同じである。  
第九四〇号 昭和五十一年二月二十七日受理  
付加価値税(売上税)の新設反対等に関する請願  
請願者 名古屋市港区辰巳町一七ノ三 川内英治外五十四名

紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第九四九号 昭和五十一年三月五日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 青山久雄外三十四名  
紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第九五〇号 昭和五十一年三月五日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 八 横渡武夫外三十四名  
紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第九五一号 昭和五十一年三月五日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 名古屋市中村区日ノ宮町三ノ一四  
八 横渡武夫外三十四名  
紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第九五二号 昭和五十一年三月五日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 竹内相良外三十四名  
紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第九五三号 昭和五十一年三月五日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 文夫外三十四名  
紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第九五四号 昭和五十一年三月五日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 名古屋市中村区劍町二六九 牧野  
吉村稔外三十四名  
紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第九五五号 昭和五十一年三月五日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 鈴村忠治外三十四名  
紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

紹介議員 棚橋綱枝外三十四名  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第九五九号 昭和五十一年三月五日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一〇〇四号 昭和五十一年三月五日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 水野美智惠外二十九名  
紹介議員 脱身タケ子君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一〇〇五号 昭和五十一年三月五日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 名古屋市中村区角割町四ノ一一  
野右膳外二十九名  
紹介議員 小卷 敏雄君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一〇〇六号 昭和五十一年三月五日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 野右膳外二十九名  
紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一〇〇七号 昭和五十一年三月五日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 七 田辺忠外三十四名  
紹介議員 瀬藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一〇〇八号 昭和五十一年三月五日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 丹羽孝一外三十九名  
紹介議員 羽進外三十九名  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一〇〇九号 昭和五十一年三月五日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 洋君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一〇一〇号 昭和五十一年三月五日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 丹羽孝一外三十九名  
紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。



一六〇五号)(第一六〇六号)(第一六〇七号)(第  
一六〇八号)(第一六〇九号)(第一六〇十号)  
(第一六五一号)(第一六五二号)(第一六五三  
号)(第一六五四号)(第一七〇三号)(第一七〇  
四号)(第一七〇五号)(第一七〇六号)(第一七  
〇七号)(第一七〇八号)(第一七〇九号)(第一  
七一〇号)(第一七一一号)(第一七一二号)(第  
一七二三号)(第一七一四号)(第一七一五号)  
(第一七一六号)(第一七一七号)(第一七一八  
号)(第一七一九号)(第一七一〇号)(第一七二  
号)(第一七二九号)(第一七一〇号)(第一七二  
一号)(第一七二二号)(第一七一三号)(第一七  
二四号)(第一七二五号)(第一七二六号)(第一  
七二七号)(第一七二八号)(第一七一九号)(第  
一七三〇号)(第一七三一号)(第一七九八号)  
(第一七九九号)(第一八〇一号)(第一八〇二  
号)(第一八〇三号)(第一八〇四号)(第一八〇  
五号)(第一八〇六号)(第一八〇七号)(第一八  
〇九号)(第一八一〇号)(第一八一一号)(第一  
八一一号)(第一八一三号)(第一八一四号)(第  
三号)(第一八一四号)(第一八一五号)(第一八  
二六号)(第一八一七号)(第一八一八号)(第一  
八二九号)(第一八三〇号)(第一八三一号)(第  
一八三二号)(第一八三三号)(第一八三四号)  
(第一八三五号)(第一八三六号)(第一八三七  
号)(第一九八五号)(第一九八九号)(第一九九  
〇号)(第一九九一号)(第一九九二号)(第一九  
九三号)(第一九九四号)(第一九九五号)(第一  
九九六号)(第一九九七号)(第一九九八号)(第  
一九九九号)(第二〇〇〇号)(第二〇〇一号)  
(第二〇〇二号)(第二〇〇三号)(第二〇〇四  
号)(第二〇〇五号)(第二〇〇六号)(第二〇〇  
七号)(第二〇〇八号)(第二〇〇九号)(第二〇〇  
一〇号)(第二〇〇一一号)(第二〇〇二号)(第二  
〇〇三号)(第二〇〇四号)(第二〇〇五号)(第二  
〇〇六号)(第二〇〇七号)(第二〇〇八号)(第二

第三六〇号 昭和五十一年三月十二日受理  
税制改正に関する請願(一通)

税制改正に関する請願(一通)	昭和五十一年三月十一日受理
請願者 東京板橋区大谷口北町三ノ五 山中道義外百五十四名	紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。	第一三六一號 昭和五十一年三月十二日受理
税制改正に関する請願	請願者 東京都港区白金五ノ四／一三城南 建設企業組合内 橋健治外百四名
紹介議員 安武 洋子君	この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。
第一三七三號 昭和五十一年三月十二日受理	税制改正に関する請願
請願者 東京都大田区東雪谷一ノ二三ノ一 三南平荘内 泉田弥生外百四名	紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。	第一三八七號 昭和五十一年三月十二日受理
税制改正に関する請願	請願者 愛知県津島市立込町二ノ九二民商 国民金融公庫償還組合内 森平外 九名
紹介議員 上田耕一郎君	この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。
第一四三六號 昭和五十一年三月十三日受理	税制改正に関する請願
請願者 大阪市旭区今市二ノ一〇ノ二 田正市外八百九十九名	紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。	第一四四七號 昭和五十一年三月十三日受理
税制改正に関する請願	この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

請願者 東京都板橋区野熊町三九ノ一城北六次郎外百  
建設企業組合内 北野六次郎  
紹介議員 小笠原貞子君  
四名  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第一四五号 昭和五十一年三月十三日受理  
税制改正に関する請願(二通)  
請願者 東京都大田区東雪谷一ノ三一ノ三  
紹介議員 中川政子外百二十五名  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

紹介議員 向井 長年君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第一九四五号 昭和五十一年三月十七日受理  
税制改正に關する請願  
請願者 名古屋市中村区西米野町一ノ一五  
紹介議員 岩間 正男君  
梅村忠彦外二十四名  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第一九四六号 昭和五十一年三月十七日受理  
税制改正に關する請願  
請願者 名古屋市中村区西米野町一丁目  
若山和男外二十四名

紹介議員 向井 長年君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四五号 昭和五十一年三月十七日受理  
税制改正に関する請願

請願者 名古屋市中村区西米野町一ノ一五  
梅村忠彦外二十四名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四六号 昭和五十一年三月十七日受理  
税制改正に関する請願

請願者 名古屋市中村区西米野町一丁目  
若山和男外二十四名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

紹介議員 向井 長年君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四五号 昭和五十一年三月十七日受理  
税制改正に關する請願

請願者 名古屋市中村区西米野町一ノ一五  
紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四六号 昭和五十一年三月十七日受理  
税制改正に關する請願

請願者 名古屋市中村区西米野町一丁目  
紹介議員 上田 新一郎君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四七号 昭和五十一年三月十七日受理  
税制改正に關する請願

請願者 名古屋市昭和区天神町一ノ五  
木沢光秀外四十四名

紹介議員 向井 長年君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四五号 昭和五十一年三月十七日受理  
税制改正に關する請願  
請願者 梅村忠彦外二十四名  
紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四六号 昭和五十一年三月十七日受理  
税制改正に關する請願  
請願者 名古屋市中村区西米野町一ノ一五  
紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四七号 昭和五十一年三月十七日受理  
税制改正に關する請願  
請願者 名古屋市昭和区天神町一ノ五  
紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四五号	昭和五十一年三月十七日受理 税制改正に関する請願 請願者　名古屋市中村区松原町一ノ一〇 この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。
第一九四六号	昭和五十一年三月十七日受理 税制改正に関する請願 紹介議員　岩間　正男君 この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。
第一九四七号	昭和五十一年三月十七日受理 税制改正に関する請願 紹介議員　上田　耕一郎君 この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。
第一九四八号	昭和五十一年三月十七日受理 税制改正に関する請願 紹介議員　小笠原貞子君 この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

紹介議員 向井 長年君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四五号 昭和五十一年三月十七日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 名古屋市中村区西米野町一ノ一五  
梅村忠彦外二十四名  
紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四六号 昭和五十一年三月十七日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 名古屋市中村区西米野町一丁目  
若山和男外二十四名  
紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四七号 昭和五十一年三月十七日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 名古屋市昭和区天神町一ノ五  
木沢光秀外四十四名  
紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四八号 昭和五十一年三月十七日受理  
税制改正に関する請願  
請願者 名古屋市中村区松原町一ノ一〇  
加藤義秋外三十九名  
紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

紹介議員 向井 長年君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四五号 昭和五十一年三月十七日受理  
税制改正に關する請願  
請願者 梅村忠彦外二十四名  
紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四六号 昭和五十一年三月十七日受理  
税制改正に關する請願  
請願者 名古屋市中村区西米野町一ノ一五  
若山和男外二十四名  
紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四七号 昭和五十一年三月十七日受理  
税制改正に關する請願  
請願者 名古屋市昭和区天神町一ノ五  
木沢光秀外四十四名  
紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四八号 昭和五十一年三月十七日受理  
税制改正に關する請願  
請願者 名古屋市中村区松原町一ノ一〇  
加藤義秋外三十九名  
紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四九号 昭和五十一年三月十七日受理  
税制改正に關する請願

八	八	八	一
税制改正に關する請願	この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。	紹介議員 向井 長年君	この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。
請願者 梅村忠彦外二十四名	第一九四六号 昭和五十一年三月十七日受理	紹介議員 岩間 正男君	第一九四五号 昭和五十一年三月十七日受理
請願者 名古屋市中村区西米野町一ノ一五	税制改正に關する請願	紹介議員 上田 新一郎君	税制改正に關する請願
若山和男外二十四名	第一九四七号 昭和五十一年三月十七日受理	紹介議員 小笠原貞子君	第一九四八号 昭和五十一年三月十七日受理
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。	税制改正に關する請願	この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。	税制改正に關する請願
紹介議員 加藤 進君	請願者 名古屋市中村区松原町一ノ一〇	紹介議員 加藤 進君	請願者 名古屋市昭和区白金一ノ二三ノ
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。	加藤義秋外三十九名	この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。	堤芳弘外三十九名
紹介議員 春日 正一君	第一九四九号 昭和五十一年三月十七日受理	紹介議員 加藤 進君	第一九四九号 昭和五十一年三月十七日受理





雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 京都市上京区下長者町通御前通東

入北の町二八一 山田ハナエ外九名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一五九六号 昭和五十一年三月十五日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府吹田市原町一ノ一一ノ二

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一五九二号 昭和五十一年三月十五日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府吹田市原町一ノ一一ノ一〇

紹介議員 村田 翔外九名

第一五九七号 昭和五十一年三月十五日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪市東淀川区東淡路町一ノ四四

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一五九三号 昭和五十一年三月十五日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府高槻市大手町四ノ二一 吉

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一五九四号 昭和五十一年三月十五日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府堺市原山台一ノ七ノ八ノ二

紹介議員 野々山 一三君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一五九五号 昭和五十一年三月十五日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府高槻市富田町五ノ六ノ一三

紹介議員 吉田利夫外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一六〇〇号 昭和五十一年三月十五日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府高槻市富田町五ノ六ノ一三

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

請願者 京都市右京区上桂宮ノ後町八六 渡辺健一外九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一六〇一号 昭和五十一年三月十五日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 京都府長岡市神足四ノ坪一〇〇

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一六〇二号 昭和五十一年三月十五日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 上淳一外六百七十九名

紹介議員 阿部 憲一君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一六〇三号 昭和五十一年三月十五日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市道意町四ノ四二 井

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一六〇四号 昭和五十一年三月十五日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府高槻市南総持寺町七六五ノ一七〇三〇一 宮本孝外五千名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一六〇五号 昭和五十一年三月十五日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府尼崎市西難波町一ノ二一〇

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一六〇六号 昭和五十一年三月十五日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 滋賀県野洲郡野洲町行畠五三七

紹介議員 大熊幸子外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一六〇七号 昭和五十一年三月十五日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市西難波町一ノ二一〇

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪市此花区伝法五ノ九ノ一〇 佐藤芳秋外五千名

紹介議員 田渕 哲也君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一六〇八号 昭和五十一年三月十五日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 静岡県沼津市大手町一四一 東京電力労働組合沼津支部内 飯塚隆治

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一六〇九号 昭和五十一年三月十五日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 広島市安古市町吉市一、七四一ノ四

紹介議員 安田美和子外五千六百六十四名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一六一〇号 昭和五十一年三月十五日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 和田 春生君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一六一一号 昭和五十一年三月十六日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府守口市南寺方中通一ノ一三

紹介議員 保井俊夫外六百四十九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。



紹介議員 杉山善太郎君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一七八号 昭和五十一年三月十六日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 京都市下京区小坂町六 竹越清一  
外九名

紹介議員 栗原 俊夫君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一七二三号 昭和五十一年三月十六日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 滋賀県守山市播磨田九七六 奥野 美子外九名  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一七二四号 昭和五十一年三月十六日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府上京区七本松通下長者町下 ル二六七 小川六三郎外九名  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一七二五号 昭和五十一年三月十六日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府安岡寺町五ノ三ノ四 西村靖夫外九名  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一七二六号 昭和五十一年三月十六日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 北村隆外九名  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一七二七号 昭和五十一年三月十六日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府高槻市富田町五ノ二〇ノ二 六 岩田稔彦外九名  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一七二八号 昭和五十一年三月十六日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 川村 清一君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一七二九号 昭和五十一年三月十六日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 野々山 一三君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一七二一〇号 昭和五十一年三月十六日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大塚 喬君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一七二一一号 昭和五十一年三月十六日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 森 勝治君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一七二二号 昭和五十一年三月十六日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 滋賀県大津市仰木町六、二三二三ノ三 本望勇男外九名  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一七二三号 昭和五十一年三月十六日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 戸叶 武君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一七二四号 昭和五十一年三月十六日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 和田 静夫君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一七九八号 昭和五十一年三月十七日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 部龍一外九名 四 吉原清吉外七百九十九名  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一七九九号 昭和五十一年三月十七日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 高木紀之外六百五十名  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一八〇〇号 昭和五十一年三月十七日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府寝屋川市御幸西町六ノ八 竹田正雄外五千名  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一八〇一号 昭和五十一年三月十七日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 安永 英雄君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一八〇二号 昭和五十一年三月十七日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大阪市住之江区平林南一ノ六ノ六 一同盟南洋商会労働組合内 田中 康雄外五千名  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一八〇三号 昭和五十一年三月十七日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 三治 重信君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

請願者 大阪市福島区鶯洲四ノ四ノ四 山下登外六千九百四十四名	紹介議員 田渕 哲也君	この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願	請願者 大阪府豊中市本町九ノ七ノ一七 上穂忠外五千名	第一八〇四号 昭和五十一年三月十七日受理
紹介議員 中沢伊登子君	この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。	雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願
請願者 大阪府豊中市本町九ノ七ノ一七 上穂忠外五千名	紹介議員 福間 知之君	第一八一〇号 昭和五十一年三月十七日受理
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。	請願者 和歌山県有田郡広川町広八九八 池口丞外九名	雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願	紹介議員 赤桐 操君	第一八一一号 昭和五十一年三月十七日受理
請願者 和歌山市中島二〇五 西尾昌史 外九名	この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。	雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願
紹介議員 中村 利次君	請願者 和歌山県有田郡広川町広八九八 新川たま子外九名	第一八一五号 昭和五十一年三月十七日受理
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。	紹介議員 阿具根 登君	雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願
請願者 大阪府豊中市本町九ノ七ノ三三 山下吉敬外五千名	請願者 和歌山市井戸二九一ノ三 吉田武 浩外九名	第一八一六号 昭和五十一年三月十七日受理
紹介議員 中村 利次君	紹介議員 秋山 長造君	雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。	請願者 和歌山市御坊二五六 江川 日出男外九名	第一八一七号 昭和五十一年三月十七日受理
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願	紹介議員 沢田 政治君	雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願
請願者 大阪府堺市置荘原寺町一四〇ノ一五 半間範隆外五千名	請願者 和歌山市御坊二五六 江川 日出男外九名	第一八一八号 昭和五十一年三月十七日受理
紹介議員 和田 春生君	紹介議員 案納 勝君	雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。	請願者 和歌山市日高郡美浜町吉原二 尾崎美枝外九名	第一八一九号 昭和五十一年三月十七日受理
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願	紹介議員 竹田 四郎君	雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願
請願者 大阪市淀川区塚本四ノ一六ノ一六 菊川民藏外八百三十名	請願者 京都府東山区三条通白川橋西入大井手町一〇一 藤林三恵子外九名	第一八二〇号 昭和五十一年三月十七日受理
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。	紹介議員 上田 哲君	雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願	紹介議員 片岡 勝治君	第一八二一号 昭和五十一年三月十七日受理
請願者 大阪市淀川区塚本四ノ一六ノ一六 菊川民藏外八百三十名	請願者 本義雄外九名	雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。	紹介議員 片山 基市君	第一八二二号 昭和五十一年三月十七日受理
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願	請願者 大阪府吹田市千里丘中六〇ノ一六 潤山勢香外九名	雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願
請願者 大阪府堺市置荘原寺町一四〇ノ一五 半間範隆外五千名	紹介議員 案納 勝君	第一八二三号 昭和五十一年三月十七日受理
紹介議員 和田 春生君	請願者 和歌山市日高郡美浜町吉原二 尾崎美枝外九名	雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。	紹介議員 竹田 四郎君	第一八二四号 昭和五十一年三月十七日受理
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願	請願者 京都府東山区三条通白川橋西入大井手町一〇一 藤林三恵子外九名	雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願
請願者 大阪市淀川区塚本四ノ一六ノ一六 菊川民藏外八百三十名	紹介議員 上田 哲君	第一八二五号 昭和五十一年三月十七日受理
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。	請願者 大阪府郡家新町三五ノ一二一 谷口光昭外九名	雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願	紹介議員 川村 清一君	第一八二六号 昭和五十一年三月十七日受理
請願者 大阪市淀川区塚本四ノ一六ノ一六 菊川民藏外八百三十名	請願者 大阪府高槻市清福寺町五ノ六 垣谷口光昭外九名	雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。	紹介議員 川村 清一君	第一八二七号 昭和五十一年三月十七日受理
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願	請願者 大阪府高槻市郡家新町三五ノ一二一 谷口光昭外九名	雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願
請願者 大阪市淀川区塚本四ノ一六ノ一六 菊川民藏外八百三十名	紹介議員 川村 清一君	第一八二八号 昭和五十一年三月十七日受理
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。	請願者 大阪府高槻市郡家新町三五ノ一二一 谷口光昭外九名	雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願	紹介議員 川村 清一君	第一八二九号 昭和五十一年三月十七日受理
請願者 大阪市淀川区塚本四ノ一六ノ一六 菊川民藏外八百三十名	請願者 大阪府吹田市山田東一ノ一六ノ一 野口恵子外九名	雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。	紹介議員 加瀬 完君	この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願	請願者 大阪府吹田市山田東一ノ一六ノ一 野口恵子外九名	この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。
請願者 大阪市淀川区塚本四ノ一六ノ一六 菊川民藏外八百三十名	紹介議員 小野 明君	この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。	紹介議員 小野 明君	この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府茨木市春日一ノ五ノ三六

紹介議員 小谷 守君  
横田省三外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一八二四号 昭和五十一年三月十七日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願

請願者 大阪府吹田市山田東一ノ二九ノ八  
久保正幸外四名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

紹介議員 杉山善太郎君  
第一八二五号 昭和五十一年三月十七日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願

請願者 大阪府摂津市正雀四ノ四ノ一六  
岡田哲郎外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

紹介議員 神原 俊夫君  
第一八二六号 昭和五十一年三月十七日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願

請願者 大阪府摂津市正雀四ノ四ノ一六  
岡田哲郎外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

紹介議員 郡明外九名  
第一八二七号 昭和五十一年三月十七日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願

請願者 京都市東山区福留柿本町一七ノ二  
二 森野八重子外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

紹介議員 森 勝治君  
第一八二八号 昭和五十一年三月十七日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願

請願者 京都市東山区福留柿本町一七ノ二  
二 森野八重子外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一八二九号 昭和五十一年三月十七日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府門真市千石西町四ノ三六ノ一  
一〇七 神田佳子外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一八三〇号 昭和五十一年三月十七日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 京都市南区八條坊門町一 立石ふ  
じ外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一八三一號 昭和五十一年三月十七日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 京都市東山区山科御陵封じ山町三  
ノ三〇 川野邦造外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一八三二号 昭和五十一年三月十七日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 京都市下京区西七条市部町一二五  
紹介議員 野田 哲君  
第一八三三号 昭和五十一年三月十七日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 京都市南区唐橋川久保町二〇 吉  
紹介議員 安永 英雄君  
第一八三四号 昭和五十一年三月十七日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 京都市南区唐橋川久保町二〇 吉  
紹介議員 阿具根 登君  
第一九九〇号 昭和五十一年三月十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 和歌山県有田郡広川町広八九八  
田伏高徳外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一九九一號 昭和五十一年三月十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 和歌山県有田郡広川町広八九八  
田伏高徳外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一九九二號 昭和五十一年三月十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 和歌山県日高郡川辺町千津川四  
六六三 国重吉夫外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一九九三號 昭和五十一年三月十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 戸叶 武君  
第一九九四號 昭和五十一年三月十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

紹介議員 橋口安次郎外九名  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

紹介議員 和田 静夫君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

紹介議員 中尾 辰義君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

紹介議員 八 松元加代子外五百三十九名  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

紹介議員 七 木下ユキ子外九名  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

紹介議員 小柳 勇君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

紹介議員 寺田 熊君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

紹介議員 松岡すみ子外九名  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

紹介議員 知之君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

紹介議員 阿具根 登君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

紹介議員 沢田 政治君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

減税の実施に関する請願

請願者 和歌山県日高郡日高町阿尾四六三

紹介議員 竹田 四郎君

垣森昌也外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一九九三号 昭和五十一年三月十八日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 和歌山市手平六三 井村信夫外九

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一九九四号 昭和五十一年三月十八日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 和歌山市井辺一四四ノ一 三宅晴

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一九九五号 昭和五十一年三月十八日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 和歌山市木の本九七三 木本淳一

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一九九六号 昭和五十一年三月十八日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 和歌山市納定五九 赤松秀秋外九

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一九九七号 昭和五十一年三月十八日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

請願者 京都市上京区土屋町通出水上ル

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一九九八号 昭和五十一年三月十八日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

請願者 京都市左京区田中里ノ前町五三

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一九九九号 昭和五十一年三月十八日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 大阪府箕面市桜五ノ四一 大竹

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二〇〇〇号 昭和五十一年三月十八日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 大阪府箕面市桜五ノ四一 大竹

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二〇〇一号 昭和五十一年三月十八日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 京都市下京区塩小路通東洞院東入

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二〇〇二号 昭和五十一年三月十八日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

請願者 大阪府高槻市幸町二ノ八 大西昭

紹介議員 広外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二〇〇三号 昭和五十一年三月十八日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

請願者 京都市右京区太秦面影町一二ノ一

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二〇〇四号 昭和五十一年三月十八日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 京都市右京区太秦面影町一二ノ一

紹介議員 八 永田博志外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二〇〇五号 昭和五十一年三月十八日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 大阪府高槻市富田町四ノ六ノ二

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二〇〇六号 昭和五十一年三月十八日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 和歌山市宇治市小倉町南堀池 河原

紹介議員 輝夫外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二〇〇七号 昭和五十一年三月十八日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

請願者 大阪市東淀川区南大道町一ノ一

紹介議員 大塚 齊君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二〇〇八号 昭和五十一年三月十八日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

請願者 大阪市此花区西島六ノ一六ノ二

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二〇〇九号 昭和五十一年三月十八日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 大阪市上京区相国寺北門前町六七

紹介議員 西田義吉外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二〇一〇号 昭和五十一年三月十八日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 大阪府高槻市南芥川町九ノ二五

紹介議員 古川修外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二〇一一号 昭和五十一年三月十八日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 大阪府高槻市郡家新町三五ノ二三

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。



第一項に規定する特定業種に属する事業で当該中小漁業構造改善計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合 漁船 第十三条の二第二項第一号中「あつた日」の下に「(当該認定を受けた漁業協同組合等が旧中小漁業

構造改善計画（旧中小漁業振興特別措置法（昭和四十二年法律第五十九号）第四条の二第一項に規定する中小漁業構造改善計画をいう。以下この号において同じ。）に係る同項の認定を受けた漁業協同組合等であり、かつ、当該漁業協同組合等が受けた前項第三号に規定する認定に係る中小漁業構造改善計画に係る同号に規定する特定業種が旧特定業種（同条第一項に規定する特定業種をいう。）に該当する業種である場合には、当該漁業協同組合等の旧中小漁業構造改善計画に係る同項の認定のあつた日」】を加える。

第十四条第一項中「新築した貸家住宅で政令で定めるもの」を「新築された貸家住宅のうちその者の営む事業に係る使用人の居住の用に供する家屋以外のものとして政令で定めるもの（以下この項において「貸家住宅」という。）に、「又は当該貸家住宅」を「又は貸家住宅」に改め、「（その者この項において同じ。）」及び「又は事業所得の金額」を削り、「百分の三百」を「百分の一百」に、

「百分の四百」を「百分の二百五十」に改め、同条第二項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十日」に、「新築した中高層」を「中高層」に、「以下この条において同じ」と取得し、又は当該店舗等併設住宅を新築して、当該店舗等併設住宅の店舗等を「又は都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第六号に規定する施設建築物（以下この条において「特定建築物等」と総称する。）で新築されたものを取得し、又は特定建築物等を新築して、これを」に

る。

第十九条第一項中「百分の九十七」を「百分の百四十四」に、「当該店舗等の」を「当該特定建築物等の」に改め、同条第三項中「店舗等」を「特定建築物等について」に、「百分の二」を「百分の二」に改め、同条第四項中「店舗等」を「特定建築物等」に、「添附」を「添付」に改める。

第十五条第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に、「又は当該特定建築物等」を「又は特定建築物等」に改め、同条第二項中「百分の百五十」を「百分の百四十」に改める。

第十六条第二項中「百分の三十」を「百分の二十」に改める。

第十六条の二第一項中「中小企業特恵対策臨時措置法（昭和四十六年法律第三十八号）第三条第一項」を「中小企業事業転換対策臨時措置法（昭和五十年法律第二百二十四号）第六条第一項」に改め、「国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十四号）第七条第一項」を加え、「又は廃棄をする」を「若しくは船舶又は廃棄をする」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 中小企業事業転換対策臨時措置法第三条第一項の認定を受けた同法第二条に規定する中小企業者 同項の認定（政令で定める期間内に受けたものに限る。）

第十六条の二第一項中第二号を削り、第三号を「第二号」とし、同号の次に次の一号を加える。

三 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法第七条第一項の認定を受けた個人 同項の認定

第十七条中「二分の一」を「五分の三」に改め

「日」を「昭和五十三年三月三十一日」に、「千分の三」を「千分の一・五」に、「千分の六」を「千分の三」に改める。  
第二十条の三第一項中「昭和五十一年」を「昭和五十三年」に改める。  
第二十条の四を削る。  
第二十条の五第一項第一号中「十万分の八に相当する金額」を「十万分の四に相当する金額（その年十二月三十一日におけるその年の前年から繰り越された商品取引責任準備金の金額（その日までに第三項若しくは第四項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又はその年の前年の十二月三十一日までに次項の規定により総収入金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）が政令で定める金額に満たない場合には、当該売買取引金額のうちその満たない部分の金額に係るものとして政令で定めるところにより計算した売買取引金額の十万分の四に相当する金額を加算した金額」に改め、同項第二号中「（その日までに第三項若しくは第四項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又はその年の前年の十二月三十一日までに次項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）」を削り、同条を第二十条の四とする。  
第二十条の六第一項中「昭和五十一年」を「昭和五十三年」に改め、同条を第二十条の五とす  
る。  
第二十一条第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に、「百分の七十（次項第三号に掲げる取引によるものについては百分の三十とし、同項第四号」を「百分の五十五（次項第三号及び第四号」に、「百分の二十一とする。」を「百分の二十一」に改める。  
第二十二条第一項第一号中「百分の十五」を「百分の十四」に改める。  
第二十八条の四及び第二十八条の五を削り、第二十八条の四及び第二十八条の五を削り、第二十八条の四及び第二十八条の五を削り、

二十八条の六第四項中「第二十八条の六第一項」を「第二十八条の四第一項」に改め、同条を第二十八条の四とする。

第二十九条第一項から第四項までの規定中「昭和五十一年十二月三十一日」を「昭和五十三年十二月三十一日」に改める。

第一章第三節中第二十九条の三の次に次の二条を加える。

(民營労働者等が半資本を受ける未払賃金を二年以内に支給する場合)

**第二十九条の四** 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第 号)第七条(同法第七条)  
第十六条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する事業主に係る事業を退職した労働者が同法第七条の規定により同条の未払賃金に係る債務で

所 得 税 法 第二十九条第一項に規定する給与等を受けるべき事業主から当該退職の日において支払を受けるべき金額の百分の二十一の額とみなして、同法の規定を適用する。

第三十一条の二第一項中「宅地の用」の下に「その他の政令で定める用途」を加え、「行なつたまゝ行つた」に、「昭和五十年分」を「昭和五十一年から昭和五十三年までの各年分」に、「前条第一項中「百分の二十の税率」とあるのは、「百分の十五の税率」を「前条第一項第一号中「百分の二十」とあるのは「百分の十五」と、同項第二号イ中「四百万円」とあるのは「三百万円」と、同号ロ中「課税長期譲渡所得金額につき、この項の規定の適用がなく、かつ、所得税法第二十二条第三項第二号中「二分の一」とあるのを「四分の三」と替えた場合に算出される所得税の額のうち、該課税長期譲渡所得金額のうち二千万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めることにより計算した」とあるのは「課税長期譲渡所

相当する」に改める。





第十五条第四項に改め、同条第十一項中「第二項の規定により」を「第一項又は第二項の規定により」に改め、「特定債権等」の下に「又は特定海外工事に係る資産」を加える。

第五十六条第一項中「二分の一」を「百分の三十」に改め、同条第二項第五号中「前条第三項」を「前条第四項」に、「取りくずした」を「取り崩した」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「前条第四項」に改め、同条第四項中「第五十五条第三項」を「第五十五条第四項」に改め、同条第五項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第五十六条の二第一項及び第五十六条の三第一項中「昭和五十一年三月三十日」を「昭和五十三年三月三十日」に改める。

第五十六条の十二を削る。

第五十七条第一項第一号中「一銭」を「一錢」に改め、「金額」の下に「(当該事業年度終了の日ににおける前事業年度から繰り越された証券取引責任準備金の金額)(その日までに第四項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)が政令で定める金額に満たない場合には、当該株式数のうちその満たない部分の金額に係るものとして政令で定めるところにより計算した株式数を一銭に乘

第五十五条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第八項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第九項中「第一項」の下に又は第二項」を加え、「同項」を「これら」に、「添附」を「添付」に改め、同条第十項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「第五十五条第三項」を「第五十五条第四項」に改め、同条第十一項中「第一項

海外工事契約を締結し、かつ、当該契約に係る長期工事（以下この条において「特定海外工事」という）に係る収益の額及び費用の額につきそ  
の特定海外工事の着手の日を含む事業年度から  
当該適用年度までの各事業年度において連続し  
て法人税法第六十四条第一項の規定の適用を受  
けたものとして政令で定めるものが、当該適用  
年度において、当該特定海外工事に係る不測の  
損失に備えるため、当該特定海外工事に係る資  
産の取得又は建設のために当該適用年度におい  
て支出する金額として政令で定める金額の百分  
の七に相当する金額以下の金額を損金経理の方  
法（確定した決算において利益又は剰余金の処  
分により積立金として積み立てる方法を含む。）  
により各特定海外工事ごとに海外投資等損失準  
備金として積み立てたときは、当該積み立てた  
金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、  
損金の額に算入する。

第五十六条の四第一項中「第十号」を「第十一号」に、「四分の一」を「五分の一」に改め、同条第三項中「百二十」を「八十四」に、「こえる」を「超える」に改める。  
第五十六条の五第一項中「第十一号」を「第十二号」に、「四分の一」を「五分の一」に改め、同条第三項中「百二十」を「八十四」に、「こえり」を「超える」に改める。  
第五十六条の六第一項中「四分の一」を「五分の一」に改め、同条第四項中「百二十」を「八十四」に、「こえる」を「超える」に改める。  
第五十六条の八第一項中「昭和五十一年三月三十日」を「昭和五十三年三月三十日」に、「千分の三」を「千分の一・五」に、「千分の六」を「千分の三」に改める。  
第五十六条の十第一項中「昭和五十一年三月三十日」を「昭和五十三年三月三十日」に改める。

「第五十七条の四第六項を削り、同条第七項中「繰り越された異常危険準備金の金額」の下に「その日までに第八項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項、次項若しくは第九項において準用する第五十七条の二第二五項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。」を加え、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「前二項」を「前二項」に、「取りくずした」を「取り崩した」に改め、同項を同条第八項とし、同じ。」を削る。

じて算出した金額を加算した金額」を加え、同項第二号中〔その日までに第四項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。〕を削り、同条第二項第一号中「十万分の八に相当する金額」を「十万分の四に相当する金額（当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された商品取引責任準備金の金額（その日までに第四項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）が政令で定める金額に満たない場合には、当該売買取引金額のうちその満たない部分の金額に係るものとして政令で定めるところにより計算した売買取引金額の十万分の四に相当する金額を加算した金額〕に改め、同項第二号中〔その日までに第四項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これ

第六十五条の三第一項第三号中「第六十九条第  
六十二条第一項中「千分の一」を「万分の五」  
に、「百分の七十五」を「百分の八十」に改める。  
当該事業年度において留保した金額を控除したもの

条中第十項を第九項とし、第十一項を第十項とし、同條第十二項中「第五十七条の四第六項から第八項まで」を「第五十七条の四第六項又は第七項」に改め、同項を同條第十一項とする。

第五十七条の六中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

第五十八条第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に、「百分の七十（次項第三号に掲げる取引によるものについては百分の三十とし、同項第四号）を「百分の五十五（次項第三号及び第四号）に、「百分の二十とする。」を「百分の二十」に改める。

第五十八条の二第一項第一号中「百分の十五」を「百分の十四」に改める。

第六十一条第一項中「金額を含む」の下に「以下この項において同じ」を、「金額を除く」の下に「以下この項において「控除対象留保金額」というを、「二分の一に相当する金額」の下に「当該事業年度終了の日における出資総額が一億円を超える法人の同日における利益積立金額が二千五百円を超える事業年度（当該法人が第六十六条第一項第三号、第四号又は第六号に規定する認定を受けて同項に規定する合併をした合併法人に該当する場合の当該合併の日を含む事業年度開始の日以後五年以内に終了する各事業年度に該当する事





げる場所」とあるのは「同項ただし書に規定する場所」と、「第二項」とあるのは「同条第六項」と読み替えるものとする。

8 撥発油税法第十四条第六項、第七項（移入の理由に係る部分を除く。）及び第八項、第二十九条第一号並びに第三十一条の規定は、第四項ただし書の規定に該当する特定石油化学製品を移入した場合について準用する。この場合において、同法第十四条第六項から第八項までの規定中「第一項」とあるのは「租税特別措置法第十八条の二第四項ただし書」と、「撥発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、「同項の」とあるのは「同項ただし書」と、「同項各号に掲げる場所」とあるのは「同項ただし書に規定する場所」と読み替えるものとする。

9 撇発油税法第十四条、第二十五条第二号、第二十六条（第一項第四号を除く。）第二十九条第三号及び第四号並びに第三十一条並びに地方道路税法第十四条の二（第一項第四号を除く。）第十五条の二及び第十七条の規定は、特定石油化学製品の製造者及び販売業者について、撗発油税法第二十六条第一項第四号及び地方道路税法第十四条の二第一項第四号の規定は、運搬中の特定石油化学製品及びこれを運搬する者について準用する。この場合において、撗発油税法第十四条中「撗発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、「若しくは販売業者又は第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第

一項に規定する撗発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「又は販売業者」と、同法第二十六条第一項及び第二項中「撗発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、「若しくは

同条第三項中「第三条及び第十条から第十二条までの規定」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項の規定」と、地方道路税法第十四条の二第一項及び第二項中「撗発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、「若しくは

販売業者又は撗発油税法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する撗発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「又は販売業者」と、同条第三項中「第五条第一項若しくは第二項又は第七条の規定」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項の規定」と読み替えるものとする。

第二十九条の四第一項中「昭和四十九年五月一日から昭和五十一年四月三十日まで」を「昭和五十年五月一日から昭和五十三年四月三十日まで」に改め、同項各号を次のように改める。

## 一 道路運送法（昭和二十六年法律第八百八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業又は通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）第二条第二項に規定する通運事業を経営する者がこれらの事業の用に供する自動車及び道路運送法第一条第五項に規定する軽車両等運送事業を経営する者が当該事業の用に供する軽自動車

(2) (1) (3) 及び(4)に掲げる自動車以外の自動車  
車両総重量が一トン以下のもの 二千八百円  
車両総重量一トン又はその端数ごとに二千八百円

(2) (1) (3) 及び(4)に掲げる自動車以外の自動車  
車両総重量が一トンを超えるもの 二千八百円  
車両総重量一トン又はその端数ごとに二千八百円

円

(2) (1) (3) 及び(4)に掲げる自動車以外の自動車  
車両総重量が一トン以下のもの 二千八百円  
車両総重量一トン又はその端数ごとに二千八百円

(2) (1) (3) 及び(4)に掲げる自動車以外の自動車  
車両総重量が一トンを超えるもの 二千八百円  
車両総重量一トン又はその端数ごとに二千八百円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

第九十条の四第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

日一時和

（施行期日）  
附則  
第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第十三条の二第一項第三号及び第二項第一号、第四二五条の三第一項第三号及び第二項

第一号、第六十六条第一項第五号並びに第六  
号第四十五条の三第一項第三号及び第二項

十六条の三第一項第四号の改正規定並びに同  
条第二項の改正規定中「中小漁業振興特別措

置法第六条第三項」を改める部分並びに第八  
十二条の改正規定中中小漁業構造改善計画に

係る部分 漁業再建整備特別措置法（昭和五  
十一年法律第 号）の施行の日

## 二 第十六条の二第一項の改正規定中「中小企 業特恵対策臨時措置法（昭和四十六年法律第

三十八号) 第三条第一項」を改める部分及び同項第一号の改正規定、第五十一条の二第一

項の改正規定中「当該認定等に係る中小企業特恵対策臨時措置法第二条第一項」を改める

部分及び同項第一号の改正規定、第六十六条  
第一項及び第六十六条の三第一項の改正規定

規定中「中小企業事業譲受専門会員登録」の規定中一号を加える部分並びに同条第一項の改正規定中「中小企業事業譲受専門会員登録」の規定

**第七条第二項**を加える部分 中小企業事業  
云換付業者指置法(昭和五十三年法律第

三 第二章第三節二二条と同二ら改三規定  
号)の施行の日

三 第二章第三節に一条を加える。改正規定  
金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一  
年法律第 号)附則第一条ただし書に規  
定する日

四 第九十一条の四及び第九十条の五の改正規定  
昭和五十一年五月一日

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十一年分以後の所得税について適用し、昭和五十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第三条 新法第十二条第一項の表の第二号から第十一号までの規定は、個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をしてその事業の用に供する同項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十二条第一項の表の第二号から第十号までに掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 個人が施行日前に旧法第十二条第一項に規定する承認を受けた同項に規定する新技術企業化用機械設備等については、なお従前の例による。

3 新法第十二条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条の二第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新法第十二条の二第一項の表の第二号（工業開発地区に係る部分に限る。）及び第二号に掲げる地区内で取得等がされる同項に規定する工業用機械等に対する同項の規定の適用については、同表の第二号中「四分の一」とあるのは「三分の一」と、「六分の一」とあるのは「五分の一」と、同表の第三号に「三分の一」とあるのは「二分の一」と、「五分の一」とあるのは「四分の一」とする。

4 新法第十二条の三第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に

供する同項に規定する機械及び装置について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十二条の三第一項に規定する機械及び装置をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十三年三月三十一日までの間に取得又は製作がされる新法第十二条の三第一項に規定する機械及び装置に対する同項の規定の適用については、同項中「六分の一」とあるのは、「五分の一」とする。

5 旧法第十三条の二第一項第三号に掲げる場合に該当する個人の漁業再建整備特別措置法の施行日の属する年の前年以前の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同号に掲げる漁船の償却費の額の計算については、同号中「昭和五十一年三月三十一日」とあるのは、「漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第二号）」の施行の日の前日」として、同条の規定の例による。

6 旧中小漁業振興特別措置法（昭和四十二年法律第五十九号）第四条の二第一項の認定を受けた同項に規定する中小漁業構造改善計画で、漁業再建整備特別措置法附則第三項の規定により同法第五条第一項の認定を受けたものとみなされたものに係る同項に規定する漁業協同組合等の新法第十三条の二第一項第三号に規定する構成員である個人の漁業再建整備特別措置法附則第三項に規定する期間内にその年十二月三十一日が属する年分の所得税に係る同号の規定の適用については、同号中「昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に同法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に規定する中小漁業構造改善計画で、漁業再建整備特別措置法附則第三項の規定により同法第五条第一項の認定を受けたものとみなされたものに係る同一」とする。

7 新法第十四条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

8 新法第十四条第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定建築物等について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第二項に規定する店舗等併設住宅の店舗等については、なお従前の例による。

9 新法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定備蓄施設等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十五条第一項に規定する特定備蓄施設等については、なお従前の例による。

10 旧法第十六条の二第一項第二号に掲げる認定中小企業者である個人が中小企業事業転換対策臨時措置法の施行の日前に同号に掲げる認定を受けた場合については、なお従前の例による。

11 新法第十七条の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同條に規定する減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十七条に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

(個人の準備金に関する経過措置)

第四条 昭和五十一年分の所得税については、昭和五十一年十二月三十一日において新法第十九条第一項の規定により計算した金額が次の各号に掲げる金額のうちいづれか少ない金額に満たない場合には、同項の規定にかかるわらず、その少ない金額を同項の規定により計算した金額とする。

一 昭和五十年十二月三十一日における価格変動準備金の金額

二 昭和五十一年十二月三十一日において旧法第十九条第一項の規定により計算した金額(昭和五十二年分の事業所導入金額の計算上

必要経費に算入される価格変動準備金の計算について同年分を昭和五十年分とみなした場合に租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号)附則第四条第二項の規定又は附則第二十二条の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第十六号)附則第六条の規定の適用がある個人については、これらの規定の例により計算した金額)

4 める金額の千分の三(当該政令で定める業種に属する事業については、千分の六)に相当する金額との合計額とする。

旧法第二十条の四の規定による沖縄国際海洋博覧会出展準備金を有する個人の昭和五十一年分以前の事業所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

施行日以後に同項に規定する資産の譲渡をする場合について適用し、個人が施行日前に旧法第三十七条第一項に規定する資産の譲渡をした場合については、なお従前の例による。

(船舶の貸付けに係る国内源泉所得に対する源泉徴収税率の軽減に関する経過措置)

で、第十四号及び第十五号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、な  
お前前の例による。

新法第四十三条第一項の表の第十一号から第  
十三号までの規定は、施行日以後にこれらの号  
に規定する政令で定められる工事の施行に伴う  
取得又は建設に係るこれらの号の設備について  
適用し、施行日前に旧法第四十三条第一項の表  
の第十号、第十一号及び第十三号に規定する政

前項の規定により計算した金額がその年の前年十二月三十一日における価格変動準備金の額を超えることとなる最初の年の前年までの各年分の所得税については、同項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を、同項の規定により計算した金額

**第五条 昭和五十一年分の所得稅に係る新法第二十一一条第一項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の五十五」とあるのは「昭和五十一年一月一日から同年三月三十日まで」の期間内の当該収入金額の百分の七十(次項第三号に掲げる取引によるものについては百分の三十とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の二十とする)に相当する金額**

四十一條の十四に規定する船舶の貸付けによる対価については、同条中「昭和五十二年三月三十日」とあるのは、「昭和五十一年三月三十一日」として、同条の規定の例による。

4 3 今で定められた工事の施行に伴う取得又は賃借に係るこれらの号の設備については、なお從前の例による。

二号に規定する政令で定められた工事の施行に伴う取得又は建設に係る同号の設備については、なお從前の例による。

法人が施行日前に旧法第四十四条第一項に規

その年の前年十二月三十日における価格  
変動準備金の金額（その年の前年十二月三十日において新法第十九条第一項の規定により計算した金額がその年十二月三十日において同項の規定により計算した金額を超える場合には、当該超える金額を控除した金額）

と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の五十五」と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とす  
る。  
(個人の長期外貨建債権等を有する場合の課税の特例に関する経過措置)

することを目的とするものの貸付けによる対価については、同条中「昭和五十年四月一日」とあるのは「昭和五十一年四月一日」と、「船舶」とあるのは「船舶で外国航路に就航することを目的とするもの」として、同条の規定の例による。

5 定する承認を受けた同項に規定する新技術企業化用機械設備等については、なお従前の例による。

一 その年十二月三十一日において旧法第十九条第一項の規定により計算した金額(その年の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される価格変動準備金の計算について同年分を昭和五十周年分とみなした場合に租税特別措置法の一部(改正する法律(昭和四十八年法律第

**第六条** 個人が、昭和四十七年から昭和五十一年までの各年ににおいて旧法第二十八条の五第一項に規定する準備金を積み立てた場合には、なお従前の例による。

**第九条** 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、従つて新法施行日より前年三月三十日より生じたものに適用する。

人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新法第四十五条第一項の規定による(一)(二)の部分に該するもの

（新法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号）附則第四条第二項の規定の適用がある個人については、同項の規定の例により計算した金額）

いすれかが一以上の年にわたりて附注第二十九条の五第一項に規定する準備金の積立てを行つた個人が、昭和五十二年又は昭和五十三年において当該準備金を積み立てる場合には、同項中「昭和四十七年四月一日から昭和五十一年三月三十日までの期間内の日の属する各年」とあるの

法人の施行日前に開始した事業年度分の法人料について、なお従前の例による。

表の第二号〔工業開発北区に係る部分に限る。〕及び第三号に掲げる地区内で取得等がされる同項に規定する工業用機械等に対する同項の規定の適用については、同表の第一号中「四分の一」とあるのは「三分の一」と、「六分の一」とあるのは「五分の一」と、同表の第三号中「三分の一」と

項第一号中「その年の指定期間内」とあるのは、昭和五十一年四月一日から同年十一月三十日までの期間内と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額と、同年一月一日から同年三

は、「昭和五十一年又は昭和五十三年」として、同条の規定の例による。

くは建設をいう。以下この条及び次条第九項において同じ。)をしてその事業の用に供する新法第四十三条第一項に規定する特定設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした日が生

6 あるのは「二分の一」と、「五分の一」とあるのは「四分の一」とする。

適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした  
旧法第四十五条の二第一項に規定する機械及び  
装置をその事業の用に供した場合については、  
なお従前の例による。この場合において、施行  
日から昭和五十三年三月三十一日までの間に取  
得又は製作がされる新法第四十五条の二第一項  
に規定する機械及び装置に対する同項の規定の  
適用については、同項中「六分の一」とあるの  
は、「五分の一」とする。

7 旧法第四十五条の三第一項第二号に掲げる場  
合に該当する法人の漁業再建整備特別措置法の  
施行の日前に終了する事業年度の同号に掲げる  
漁船の償却限度額の計算については、同号中  
「昭和五十一年三月三十一日」とあるのは、「漁  
業再建整備特別措置法の施行の日の前日」とし  
て、同条の規定の例による。

8 旧中小漁業振興特別措置法第四条の二第一項  
の認定を受けた同項に規定する中小漁業構造改  
善計画で、漁業再建整備特別措置法附則第三項  
の規定により同法第五条第一項の認定を受けた  
ものとみなされたものに係る同項に規定する漁  
業協同組合等の新法第四十五条の三第一項第三  
号に規定する構成員である法人の漁業再建整備  
特別措置法附則第三項に規定する期間内に終了  
する事業年度分の法人税に係る同号の規定の適  
用については、同号中「昭和五十一年四月一日  
から昭和五十三年三月三十一日までの間に同法  
第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画  
に係る同項の認定を受けた」とあるのは、「旧中  
小漁業振興特別措置法第四条の二第一項の認定  
を受けた同項に規定する中小漁業構造改善計画  
で、漁業再建整備特別措置法附則第三項の規定  
により同法第五条第一項の認定を受けたものと  
みなされたものに係る」とする。

9 新法第四十七条第一項の規定は、法人が施行  
日以後に取得又は新築をする同項に規定する賃貸  
家住宅について適用し、法人が施行日前に取得  
又は新築をした旧法第四十七条第一項に規定す  
る賃家住宅については、なお従前の例による。

新法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定建築物等について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第二項に規定する店舗等併設住宅の店舗等については、なお従前の例による。

新法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定備蓄施設等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八条第一項に規定する特定備蓄施設等については、なお従前の例による。

新法第五十条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得(改良を含む)又は建設をして同項の拡大造林の用に供する同項に規定する構築物について適用し、法人が施行日前に当該取得又は建設をした旧法第五十条第一項に規定する構築物を同項の拡大造林の用に供した場合には、なお従前の例による。

旧法第五十一条の二第一項第一号に掲げる認定中小企業者である法人が中小企業事業転換対策臨時措置法の施行の日前に同号に掲げる認定を受けた場合については、なお従前の例による。

新法第五十二条の四第四項の規定は、法人が施行日以後に終了する事業年度において同条第一項又は第二項の規定により積み立てた特別償却準備金の益金算入について適用し、法人が施行日前に終了した事業年度において旧法第五十二条の四第一項又は第二項の規定により積み立てた特別償却準備金の益金算入については、なお従前の例による。

新法第五十二条の五の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第五十二条の五に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。  
(法人の準備金に関する経過措置)

う。)の法人税については、改正事業年度終了の日ににおいて新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額が次の各号に掲げる金額のうちいかづれか少ない金額に満たない場合には、同項の規定にかかるらず、その少ない金額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 改正事業年度の直前の事業年度終了の日ににおける価格変動準備金の金額(改正事業年度において合併をした合併法人については、被合併法人から引き継いだ価格変動準備金の金額を加算した金額)

二 改正事業年度終了の日において旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額(改正事業年度の所得の金額に係る価格変動準備金の積立限度額の計算について改正事業年度を施行日前に開始した事業年度とみなした場合に租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号)附則第十二条第二項の規定又は附則第二十二条の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第十六号)附則第十四条第一項から第三項までの規定の適用がある法人については、これらの規定の例により計算した金額)

前項の規定の適用を受けた法人の新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額が当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の金額(当該事業年度において合併をした合併法人については、被合併法人から引き継いだ価格変動準備金の金額を加算した金額。第一号において同じ。)を超えることとなる最初の事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の法人税については、同項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる金額のうちいかづれか少ない金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 当該事業年度の直前の事業年度終了の日ににおける価格変動準備金の金額(当該事業年度

の直前の事業年度終了の日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額（当該事業年度において合併をした合併法人については、被合併法人から引き継いだ価格変動準備金の金額を加算した金額）が当該事業年度終了の日において同項の規定により計算した金額を超える場合には、当該超える金額を控除した金額）

二 当該事業年度終了の日において旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額（当該事業年度の所得の金額に係る価格変動準備金の積立限度額の計算について当該事業年度を施行日前に開始した事業年度とみなした場合に租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号）附則第十二条第二項の規定又は附則第二十二条の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第十四条第一項から第三項までの規定の適用がある法人については、これらの規定の例により計算した金額）

新法第五十四条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、同条第一項に規定する法人で施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものに対する同条の規定の適用については、同項中「除して計算した金額」とあるのは、「除して計算した金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第一号）の施行の日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度にあつては、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額に当該事業年度開始の日から昭和五十一年三月三十一日までの期間（以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。）の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除し

7  
で定められた工事に係る当該鉄道設備支出金額については、なお従前の例による。  
**新法第五十六条の五**（同条第三項を除く。）の規定は、施行日以後に新法第四十三条第一項の表の第十二号に規定する政令で定められる工事に係る発電設備支出金額（新法第五十六条の五第一項に規定する発電設備の取得のために支出

及び新法第五十六条の六第一項の特定ガス導管工事償却準備金をいう。)の益金算入について滴出し、法人が施行日前に終了した事業年度において取得等をし、その事業の用に供した当該設備に係る当該償却準備金の益金算入については、なお從前の例による。

12 旧法第五十六条の十二の規定による沖縄国際海洋博覽会出展準備金を有する法人の昭和五十年七月十八日を含む事業年度以前の事業年度の所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。  
（法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

を乗じて、これを当該事業年度の月数で除して、計算した金額の千分の十五に相当する金額と、当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じて、これを当該基準年度の月数で除して、計算した金額の千分の十二に相当する金額との合計額を加算した金額)」とする。

8  
する金額をいう)について適用し、施行日前に  
旧法第四十三条第一項の表の第十一号に規定す  
る政令で定められた工事に係る当該発電設備支  
出金額については、なお従前の例による。  
新法第五十六条の六(同条第四項を除く。)の  
規定は、施行日以後に新法第四十三条第一項の  
表の第十三号に規定する政令で定められる工事

以後に終了する事業年度分の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の所得に対する法人税については、なお從前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における同条の規定の適用については、同条第一項第一号中「当該事業年度の指定期

**第十二条** 新法第五十八条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了する事業年度分の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において新法第五十八条第一

新法第五十五条(同条第二項に係る部分を除く。)及び第五十六条の規定は、法人の施行日以後に取得する新法第五十五条第一項及び第五十六条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人の施行日前に取得した旧法第五十五条第一項及び第五十六条第一項に規定する特定株式等については、次項に定める場合を除き、な  
お前前の例による。

9  
による。  
新法第五十六条の四第三項、第五十六条の五  
に係る特定供給設備支出金額（新法第五十六条  
の六第一項に規定する特定供給設備の取得のた  
めに支出する金額をいう。）について適用し、施  
行日前に旧法第四十三条第一項の表の第十三号  
に規定する政令で定められた工事に係る当該特  
定供給設備支出金額については、なお従前の例

11 間内」とあるのは、昭和五十一年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内と、相当する金額とあるのは、相当する金額と、当該事業年度開始の日から同年三月三十一日までの期間内における当該政令で定める金額の千分の三（当該政令で定める業種に属する事業については、千分の六）に相当する金額との合計額とする。

新法第五十六条の十一第一項に規定する法人

5 法人が施行日前に旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等を取得した場合において、施行日以後に新法第五十五条第五項各号に掲げる場合に該当することとなつたときについては、当同項の規定の例による。この場合において、当該特定株式等に係る同一条第一項の表の第三号又は第四号の上欄に掲げる法人が同条第五項第三

第三項又は第五十六条の六第四項の規定は、法人が施行日以後に終了する事業年度において取扱等をしてその事業の用に供する新法第四十三条第一項の表の第十一号から第十三号までに掲げる設備に係る償却準備金（新法第五十六条の四第一項の特定鉄道工事償却準備金、新法第五十六条の五第一項の原子力発電工事償却準備金）

の昭和五十一年四月一日から昭和五十六年三月三十日までの間に開始する事業年度分の所得に対する法人税については、次の表の上欄に掲げる事業年度の区分に応じ、同項第一号に掲げる百分の二十五の割合は同表の中欄に掲げる割合とし、同項第二号に掲げる百分の十の割合は同表の下欄に掲げる割合とする。

(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置) 第二十三条 所得第六百五十九条第三項第二句に規定する。(に相当する金額と同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の五十五」と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

号イに掲げる場合に該当することとなつたときは、同号イ中「百分の二十五」とあるのは、「百分の四十一」とする。

昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月一  
月三十日までの五箇年一項の原二万九千九百二十  
万九千九百九十九円を支拂う事に依る。

同表の「」欄に記入する場合とする

6 新法第五十六条の四（同条第三項を除く。）の規定は、施行日以後に新法第四十三条第一項の

間(昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十日)に開始する事業年度

十一日までの百分の四十五、百分の十八

表の第十一号に規定する政令で定められる工事に係る鉄道設備支出金額（新法第五十六条の四第一項に規定する設備の取得のために支出する金額をいう。）について適用し、施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第十号に規定する政令

昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月二十一日まで  
間に開始する事業年度

十一日までの 十一日までの	百分の四十 百分の十六
百分の三十五 百分の三十五	百分の十四 百分的十四
百分の三十 百分的三十	百分の十二 百分的十二

昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度	百分の五十
昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に開始する事業年度	百分の四十五
昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度	百分の十八
昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度	百分の四十一
昭和五十五年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度	百分的十六
昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度	百分的三十五
昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度	百分的十四
昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度	百分的十二

第十三条 新法第六十五条の三及び第六十五条の四の規定は、法人が昭和五十一年一月一日以後に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡による法人税について適用し、法人が同日前に行つた旧法第六十五条の三及び第六十五条の四の規定に該当する資産の譲渡による法人税については、なお従前の例による。

2 新法第六十五条の七の規定は、法人が施行日以後に行う同条の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行つた旧法第六十五条の七の規定に該当する資



五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十日までの間に同項の規定により認定されたもの」とあるのは、「附則第三項の規定により同法第五条第一項の規定による認定を受けた同項に規定する中小漁業構造改善計画とみなされた旧中小漁業振興特別措置法第四条の二第一項の規定による認定を受けている同項に規定する中小漁業構造改善計画」と、「その認定された日」とあるのは「同項の規定による認定を受けた日」とする。

10

昭和五十一年三月三十一日以前にされた特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法(昭和四十六年法律第十七号)第十四条第一項の規定による承認に係る旧法第八十一条各号に掲げる事項についての登記で当該承認があつた日から一年以内に受けけるものに係る登録免許税については、同条中「昭和五十二年三月三十一日までにされた」とあるのは、「昭和五十一年三月三十一日までの間にされた」として、同条の規定による。

11

昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十日までの間にされた前項の承認(附則第十四条第二項に規定する政令で定める法人が受けたものに限る。)に係る旧法第八十一条各号に掲げる事項についての登記で当該承認があつた日から一年以内に受けけるものに係る登録免許税については、同条中「昭和四十六年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで」があるのは、「昭和五十一年三月三十一日まで」である。同条に規定する政令で定める法人が受けたものでは、新法第八十九条第一項の規定を適用する。

揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)第十四条の二第一項

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十二条第一項

同法第十三条第一項

揮発油税法第十六条の四第一項

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十二条第一項

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十三条第一項

揮発油税法第十六条の四第三項

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十三条第一項

揮発油税法第十六条の四第三項

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十三条第一項

揮発油税法第十六条の四第三項

あり、かつ、昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十日以前に行つた資本の増加及び同日以前に取得した旧法第八十二条第一号に規定する権利の保有、設定又は移転について受けれる登記に係る登録免許税については、同条の規定は、なおその登記においては、「その登記(第二号に掲げる事項についての登記にあつては、大蔵省令で定めるところにより昭和五十一年改正法の施行の日以後一年以内に受けれるものに限る。)」とする。

12

日本航空株式会社が昭和五十一年三月三十一日以前に行つた資本の増加及び同日以前に取得した旧法第八十二条第一号に規定する権利の保有、設定又は移転について受けれる登記に係る登録免許税については、「その登記(第二号に掲げる事項についての登記にあつては、大蔵省令で定めるところにより昭和五十一年改正法の施行の日以後一年以内に受けれるものに限る。)」とする。

13

日本航空株式会社、日本航空機製造株式会社、東北開拓株式会社、日本自動車ターミナル株式会社又は沖縄電力株式会社が昭和五十一年三月三十一日以前に行つた旧法第八十四条の資本の増加について受けれる登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

14

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)

第十九条

次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により揮発油税及び地方道路税の免除を受けて昭和五十一年七月一日前に揮発油の製造場から移出され、又は保険地域から引き取られた揮発油について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における揮発油税及び地方道路税の税額について、新法第八十九条第一項の規定を適用する。

15

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)第

2

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三条第一項において準用する場合を含む。)

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第一項
輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十三条第一項	法(明治四十三年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第一項又は第十七条第四項
揮発油税法第十六条の二第一項	同法第九十条の二第二項において準用する揮発油税法第十四条の二第七項
揮発油税法第十六条の四第一項	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)
揮発油税法第十六条の四第三項	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三条第一項において準用する場合を含む。)
揮発油税法第十六条の四第三項	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三条第一項において準用する場合を含む。)
揮発油税法第十六条の四第三項	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三条第一項において準用する場合を含む。)



21

前項に規定する特別勘定を設けた会社が解散又は合併により消滅した場合における清算所得の金額の計算その他当該特別勘定に関し必要な事項は、政令で定める。

22 第二十項の規定は、会社の当該合併の日を含む事業年度の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項の規定により特別勘定として付記した金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第三号中正誤											
七	六	五	四	三	二	一	〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
元	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
三八〇	からり										
元	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
三八一	なし										
元	業たばこ										
三八二	葉たばこ										
元	販当	貨幣	造幣	格着	遂次	在庫整	助成金	視察	助成金	視察	正
三八三	なぐ	なぐ	なぐ	なぐ	なぐ	なぐ	ただいま	ただいま	ただいま	ただいま	誤
元	販売	貨幣	造幣	格差	逐次	在庫調整	視察	正	誤	誤	段行
三八四	葉たばこ	三									

三八一 は行頭を一字下げるはずの誤り。





昭和五十一年四月六日印刷

昭和五十一年四月七日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C